防災福祉コミュニティ
活動マニュアル

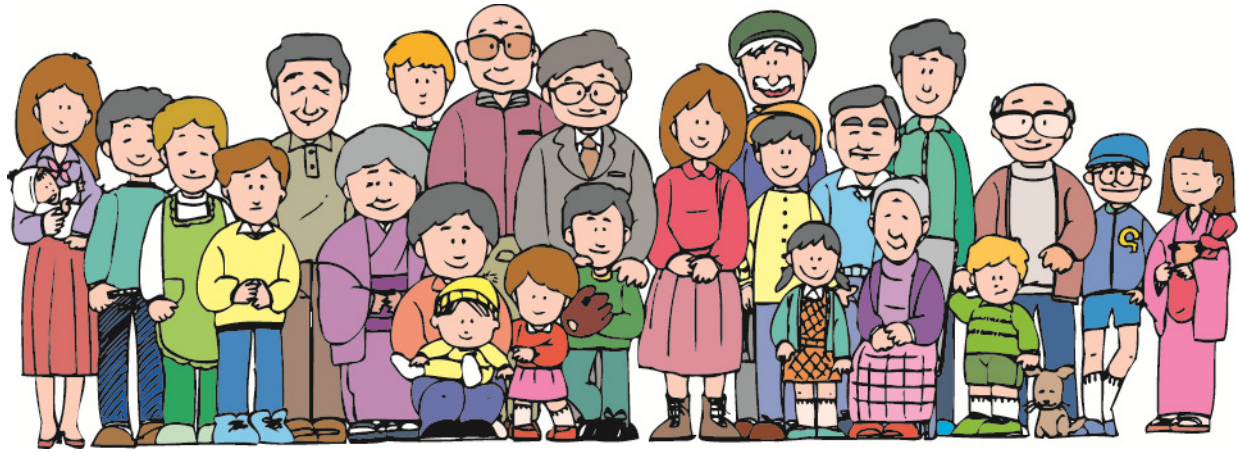

岸和田市

はじめに

近年、地球温暖化による台風の巨大化、集中豪雨等の異常気象、また、南海トラフ地震がいつ発生しても不思議ではないと言われています。

平成7年の阪神・淡路大震災で震源地に近かった淡路島の北淡町は地域住民のつながりが強く、家屋の大半が倒壊したにもかかわらず約300名の住民が救出されました。このように災害時には地域住民の助け合い（自助・共助）が大きな力を発揮します。そして、東日本大震災発生後も、さらに、地域防災力の向上が重要であるといわれ、大規模災害発生直後は、行政機能が麻痺していることの懸念があり、災害時に大きな力を発揮できる地域住民による防災体制の仕組みづくりが、防災・減災につながるものであると考えています。

自主防災活動を円滑に進めていただくために、訓練の種類別に訓練の目的・主催者側が準備するもの・協力機関が準備できるもの･訓練の所要時間・訓練への協力機関を明示し、さらに「訓練シナリオ」「準備用品」「タイムスケジュール」等をとりまとめた「防災福祉コミュニティ活動マニュアル」を策定しました。今後の防災福祉コミュニティ活動を充実させるための参考としてご活用いただきますようお願いします。

平成２６年７月

目　　次

Ⅰ　防災福祉コミュニティをつくろう 1

１ 防災福祉コミュニティをつくろう 2
２ 防災福祉コミュニティのつくり方 4
３ 防災福祉コミュニティの編成例 5
４ 防災福祉コミュニティの編成具体例 7
５ 防災福祉コミュニティの班別役割 8
６ 防災福祉コミュニティの運営方法 9
７ 避難行動要支援者支援に取り組もう １２

Ⅱ　防災福祉コミュニティ訓練マニュアル １３

１ 各戸訓練 １４
２ 情報収集・伝達訓練 １５
３ 避難訓練 １６
① 避難訓練 １６
② 煙体験訓練 １７
４ 初期消火訓練 １８
① 消火器による消火訓練 １８
② バケツリレーによる消火訓練 １９
③ 可搬式小型動力ポンプによる消火訓練 ２０
５ 救助救出、応急救護訓練 ２１
① 建物、家具下からの救助救出訓練 ２１
② 救護訓練（三角巾・心肺蘇生法　AED） ２２
③ 担架及び車椅子による救護訓練 ２３
④ ロープワーク ２４
６ 給食給水訓練（炊き出し訓練） ２５
７ 避難所開設訓練 ２６
８ その他訓練 ２７
① 防災マップづくり（町単位） ２７
② 備蓄品、防災器具等の展示 ２８
③ 防火講演 ２９
④ 救急講演 ３０
⑤ 防災講演 ３１

⑥　災害時市民ボランティア講座 ３２
⑦　災害ボランティアセンター設置・運営訓練 ３３
⑧　防災教育ボランティアによるミニ防災体験講座 ３４

Ⅲ　訓練シナリオ ３５

１ 各戸訓練 ３６
２ 情報収集・伝達訓練 ３７
３ 避難訓練 ３９
４ 初期消火訓練 ４０
５ 救助救出、応急救護訓練 ４１
６ 給食給水訓練 ４３
７ 避難所開設訓練 ４４
８ 総合防災訓練 ５５
９ 防災マップづくり ５７

Ⅳ　資料編 ５８

資料１　職員派遣依頼書 ５９
資料２　訓練用資機材借用書 ６０
資料３　防災福祉コミュニティ訓練実施計画書 ６１
資料４　訓練担当者名簿 ６２
資料５　訓練使用機材一覧 ６４
資料６　岸和田市防災福祉コミュニティ登録要綱 ６９
資料７　岸和田市防災福祉コミュニティ補助金交付要綱 ８０
資料８　岸和田市防災福祉コミュニティ協議会会則 １０２

Ⅰ　防災福祉コミュニティをつくろう

1　防災福祉コミュニティをつくろう

いざというとき、地域防災活動の主力になるのは防災福祉コミュニティです。防災福祉コミュニティを結成し、災害に強いまちづくりを推進しましょう。

自分たちのまちは自分たちで守ろう

大災害が発生したとき、私たちの住む地域はどうなるのでしょうか。

建物の倒壊、火災の発生、インフラ設備（水道管・道路・電話等）の破損、続出する多数の負傷者・・・。

各地で多発する被害に対して公的防災機関が充分対処できないことも考えておかなければなりません。

いざというとき、被害を最小限に抑えるためには、地域住民による防災活動が必要不可欠となります。よって「自分たちの家族や町は自分たちが守る。」という意識を持って、地域防災活動に取り組んでいきましょう。

防災福祉コミュニティとは

防災福祉コミュニティとは、地域のみなさんが自主的、自発的に地域の防災対策等を確立するため設立し、運営する組織です。

防災福祉コミュニティは、それぞれの組織において事業計画及び組織構成等について規約を定めて活動を行います。

（活動内容）

・平常時の活動

ア.　防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）

イ.　災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）

ウ.　災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、避難場所・避難路・避難所・津波避難ビル等の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）

エ.　災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・避難所開設運営・炊き出し訓練など）

オ.　復旧・復興に関する知識の習得

・災害時の活動

ア.　避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など）

イ.　救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）

ウ.　出火防止・初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）

エ.　情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市町村への伝達、救援情報などの住民への周知など）

オ.　物資分配（物資の運搬、給食、分配）

カ.　避難所の自主的運営

防災福祉コミュニティを結成した場合は、（資料６）「岸和田市防災福祉コミュニティ登録要綱」（Ｐ６９参照）に基づき登録申請を行ってください。

公的防災機関と緊密な関係を

地域住民による防災福祉コミュニティ活動は、市や消防署等の公的機関の防災活動と密接な関係にあります。公的な機関との連絡を密にし、良好な関係を築きましょう。

２　防災福祉コミュニティのつくり方

防災福祉コミュニティは、地域住民が協力して自発的に結成するものです。
組織のつくり方も、地域の実情に適した方法で考えてみましょう。

組織づくりの手順

①
組織の会議（役員会・総会等）で防災福祉コミュニティ組織の必要性を議題にする。

②
総会での防災福祉コミュニティ組織結成案の討議・可決。

③
防災福祉コミュニティ組織の結成、活動の開始。

防災福祉コミュニティの３タイプ

	重複型	下部組織型	別組織型
タイプ	組織の役員が防災福祉コミュニティ組織の役員を兼務する。	組織の会長（＝防災福祉コミュニティ組織の長）の下に独自の役員をもつ防災福祉コミュニティ活動部門をつくる。	組織が中心になって、組織とは全く別個に防災福祉コミュニティ組織をつくる。
長所	組織づくりが容易。活動を継続しやすい。 住民にとって組織の仕組みが分かりやすい。	会長以外の役員の負担が軽い。 経験が蓄積され専門性が高まる。 活動の独自性を発揮しやすい。	役員全体の負担が軽い。
短所	組織の役員交代によって活動方針や熱意が変わる。		地域内に二人の長がいて、混乱や対立が起こりやすくなる。

３　防災福祉コミュニティの編成例

　活動を進めていくには、防災福祉コミュニティ活動に参加する構成員一人ひとりの仕事の分担を決める必要があります。それぞれの仕事ごとに具体的に班分けも行います。
　以下の編成図は、一般的な例としてあげてみました。それぞれの地域の実情に適した組織編成を考えてみましょう。

町会・自治会の編成例

重複型　編成例

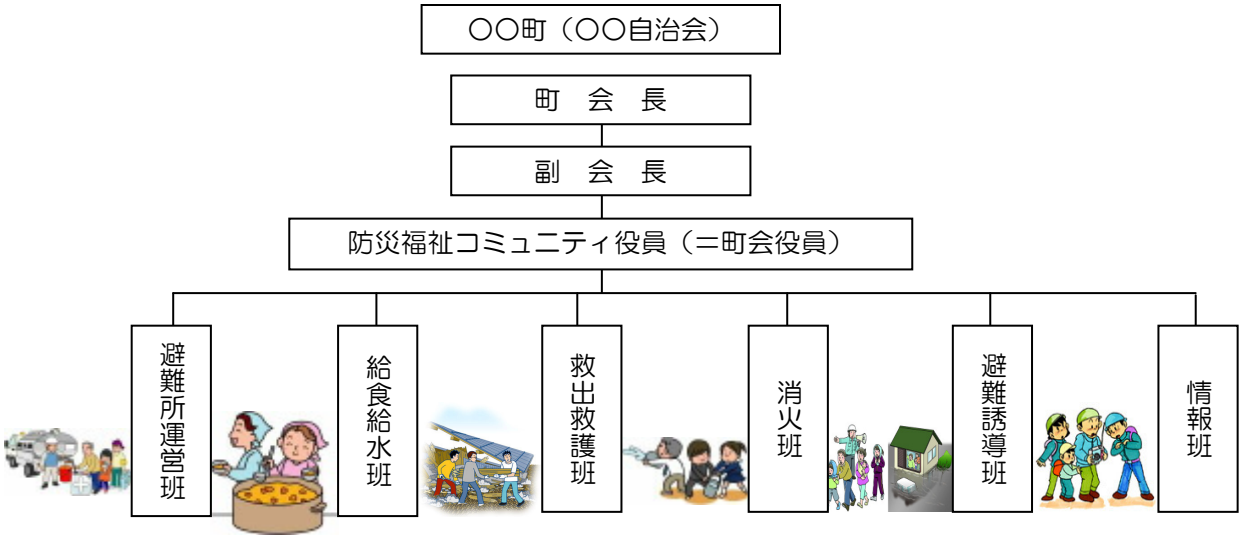

下部組織型　編成例

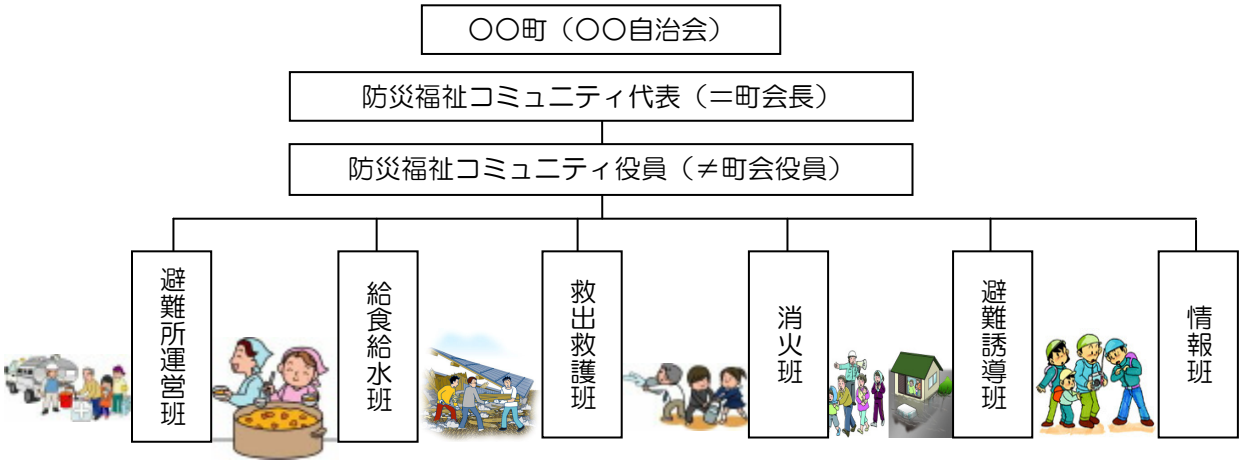

別組織型　編成例

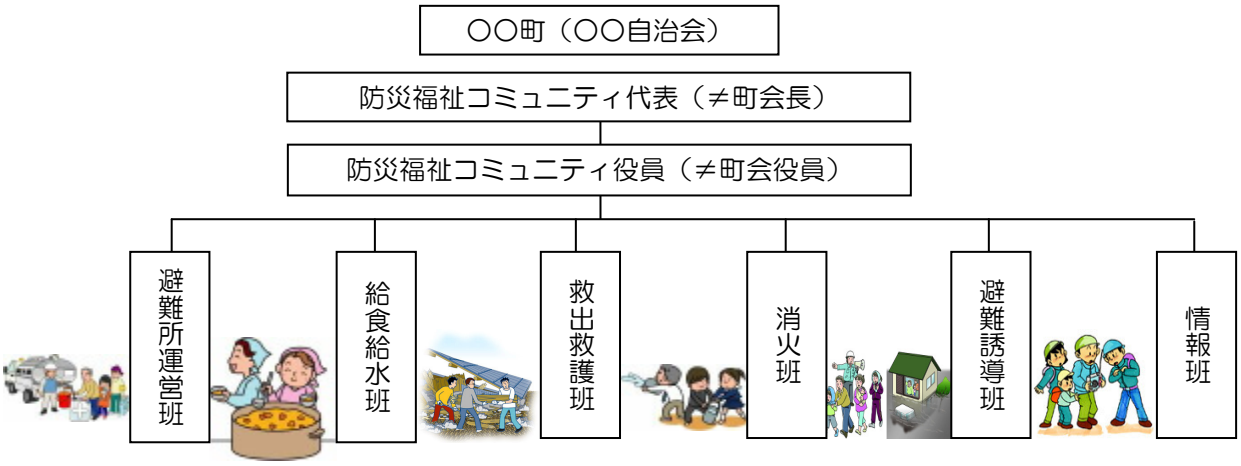

地区市民協議会の編成例

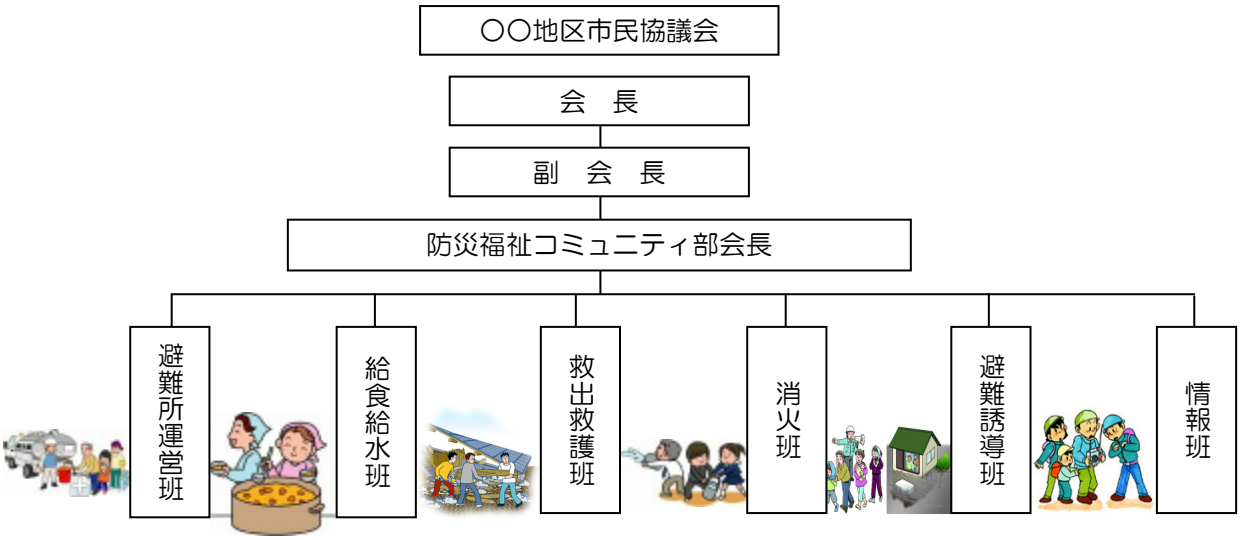

複数の町会・自治会の編成例

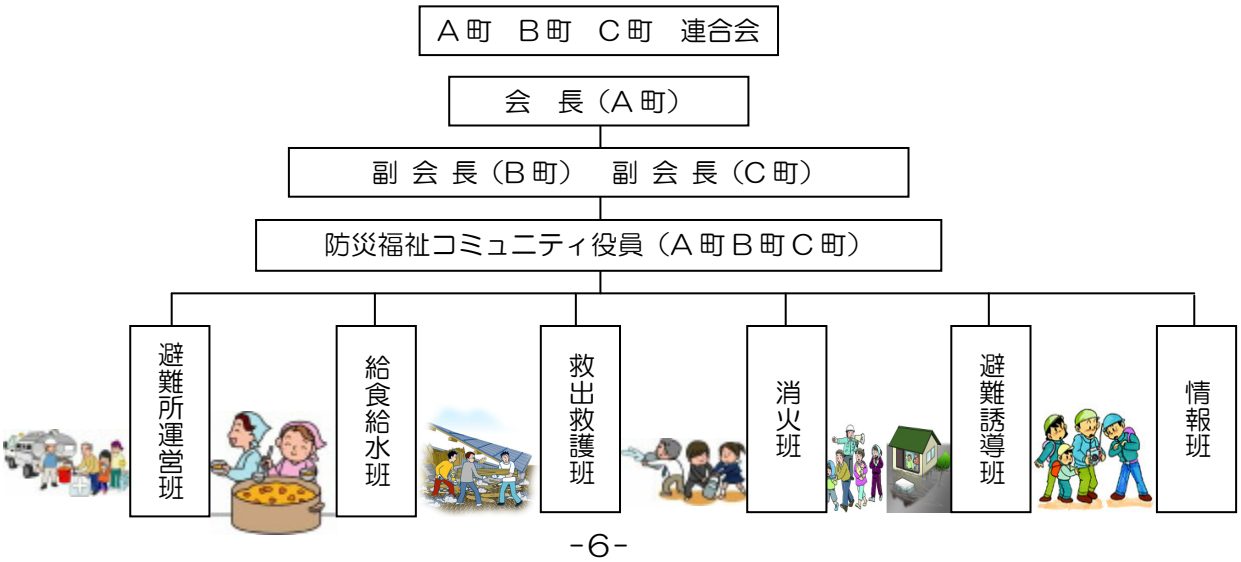

4　防災福祉コミュニティの編成具体例

（　重 複 型 の 場 合　）

○○町（○○自治会）

町　会　長

副　会　長

防災福祉コミュニティ役員（＝町会役員）

- 防災委員 → 避難所運営班（婦人部○名）（青少年指導員○名）
- 防災委員 → 給食給水班（婦人部○名）
- 防災委員 → 救出救護班（子ども会指導員○名）（三十人組○名）
- 防災委員 → 消火班（青年団○名）（若頭○名）
- 防災委員 → 避難誘導班（水防団員○名）（防犯委員○名）（民生・児童委員○名）
- 防災委員 → 情報班（隣組組長○名）

５　防災福祉コミュニティの班別役割

活動を進めていくには、防災福祉コミュニティ活動に参加する構成員一人ひとりの役割を決める必要があります。
以下の各班の役割表は、一般的な例としてあげてみました。

	日常の活動	非常時の活動
会長・副会長	・年間活動計画、規約作成や組織の役割を明確にしておく。 ・公的防災機関との連携を確保する。	・本部員の招集とあらかじめ定められている役割分担の確認を行う。 ・各班の活動の統制
情報班	・防火・防災に関する知識の普及 ・防火・防災に関する広報活動 ・情報収集伝達訓練の実施	・人的物的被害状況及び避難者状況の情報の収集･伝達、記録 ・デマの防止･監視 ・市関係機関からの情報収集及び伝達
避難誘導班	・避難路･避難場所･避難所の安全点検 ・避難訓練の実施 ・危険物･危険箇所の調査 ・避難行動要支援者の把握・見守り	・避難の呼びかけ ・安全な避難誘導 ・被災後の地域の巡回 ・危険物･危険箇所の広報 ・避難行動要支援者の救護
消火班	・消火資機材の点検 ・消火資機材設置場所の把握 ・消火資機材の使い方 ・消火訓練の実施	・出火防止 ・初期消火活動 ・火災の警戒
救出・救護班	・救出資機材の確保及び点検 ・救出技術の習得 ・救出訓練の実施 ・応急手当や衛生知識の普及	・防疫対策への協力 ・負傷者等の救出 ・傷病者の搬送 ・救護活動 ・市関係機関への協力
給食・給水班	・非常持ち出し品準備の啓発 ・非常時の飲食品調達計画 ・炊き出し器具の確保と点検	・飲食品の調達 ・炊き出し器具の確保 ・給水炊き出し ・水・食料の配布 ・生活物資等の配布
避難所運営班	・避難所運営計画の作成 ・仮設トイレやゴミ処理対策等の検討	・市職員と協力し、円滑な避難所開設運営を行う。 ・避難所レイアウトの設定 ・避難者名簿の作成 ・トイレの確保 ・伝言板の設置運営

６　防災福祉コミュニティの運営方法

防災福祉コミュニティを有効に運営していくためには、規約や活動計画、活動内容等の立案が必要です。しっかりとした方針を立て、充実した活動を展開しましょう。

規約づくり

組織である以上、活動を開始するうえで、まず規約が必要になります。活動に参加する誰もが組織の活動方針や規則を理解できるように、分かりやすく明確な規約を作成しましょう。

規約には、組織の目的、役員の選任や任務、組織運営、活動計画等を盛り込みます。

活動計画

組織運営には安定した継続性が不可欠です。思いつきやその場限りの活動ではいざというとき組織としての力を発揮できません。今後どのような活動を行うか、また年間を通じてそれをどう具体化していくか、きちんとした中・長期の活動計画を立て、実行していくことが重要です。

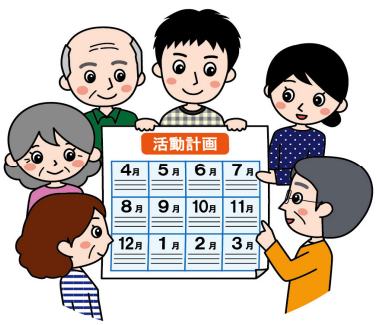

年間活動計画例

４月	＊役員会議の開催
	＊定例総会の開催
	＊年間活動計画の決定
５月	＊地域内危険個所の点検
	＊市総合防災訓練への参加
	＊防災福祉コミュニティ協議会総会
６月	＊防災講演会の開催
７月	＊消火栓操法訓練
８月	＊役員会議の開催
９月	＊防災資機材の点検
１１月	＊防災訓練（避難行動要支援者への支援を含む）の実施
１２月	＊火災防止・防犯パトロール
１月	＊防災まちづくり学校等への参加
３月	＊防災資機材の点検

○○町（自治会）防災福祉コミュニティ規約（参考例）

以下に、規約の主な部分の例をあげてみました。実際に規約をつくるときは、実情に即した詳しい内容を盛り込んでみましょう。

（名称）
第１条　この組織は、○○町（自治会）防災福祉コミュニティ（以下「本組織」という。）と称する。

（活動拠点及び所在地）
第２条　本組織の所在地は、○○○○○宅（町会長・自治会長等）に置く。
２　災害時における本組織の活動拠点は○○○（防災倉庫所在地や地区公民館）とする。

（目的）
第３条　この組織は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的防災活動を行うことにより、地震、風水害、火災、その他災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）
第４条　本組織の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）　防災知識の普及に関すること。
（２）　防災訓練に関すること。
（３）　地震等の災害発生時における情報の収集、伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、給食給水等応急対策に関すること。
（４）　防災資機材等の管理運営及び備蓄に関すること。
（５）　その他、本組織の目的を達成するための必要な事項

（会員）
第５条　本組織は、○○町（自治会等）内の居住者等をもって組織する。

（役員）
第６条　本組織に次の役員を置く。
（１）　会　長　　１人
（２）　副会長　　１人
（３）　幹　事　　○人
（４）　会　計　　１人
（５）　監査役　　２人
２　役員は会員の互選による。
３　役員の任期は（１～２）年とする。ただし、再任することができる。

（役員の任務）
第７条　会長は、会務を統括し、地震等の災害発生時における活動の指揮を行う。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。
３　幹事は、会の事業を計画立案し、会の運営にあたる。
４　会計は、会の経理にあたる。
５　監査役は、会の会計を監査する。

（会議）
第８条　会議は、総会及び幹事会とし、会長が召集する。
２　会議の議長は、会長がつとめる。

（総会）
第９条　総会は、全会員をもって構成する。
２　総会は、年１回開催する。ただし、必要がある場合は、臨時に開催することができる。
３　総会は、次の事項を審議する。
（1）　役員の改選に関すること。
（2）　規約の改正に関すること。
（3）　防災に関する計画の作成及び改正に関すること。
（4）　事業計画及び事業報告に関すること。
（5）　予算及び決算に関すること。
（6）　その他本組織の運営に必要な事項
４　総会は、その他付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

（幹事会）
第 10 条　幹事会は、会長、副会長、幹事、会計及び会長が必要と認めた会員によって構成する。
２　幹事会は次の事項を審議する。
（1）　総会に提出する議案。
（2）　総会により委任されたこと。
（3）　事業推進に関すること。
（4）　その他幹事会が必要と認めた事項。

（活動計画）
第 11 条　本組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、活動計画を作成する。
２　活動計画は、次の事項について定める。
（1）　防災組織の編成及び任務分担に関すること。
（2）　防災訓練の実施に関すること。
（3）　地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導及び、給食給水に関すること。
（4）　その他必要な事項。

（防災資機材等の管理）
第 12 条　防災資機材等の管理にあたっては、「防災資機材等管理簿」にて管理を行なう。

（会費）
第 13 条　本組織の会費は、総会の議決を経て定める。
（会計）
第 14 条　本組織の目的を達成するための必要な経費は、会費その他の収入をもってあてる。

（会計年度）
第 15 条　会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３年３１日に終わる。
２　本組織の会計については、歳入歳出の決算書及び予算書を作成する。

（会計監査）
第 16 条　会計監査は、毎年１回監査役が行う。ただし、必要がある場合は臨時に行うことができる。
２　監査役は、会計監査の結果を総会に報告する。

附　則
この規約は、平成　　年　　月　　日から施行する。

7　避難行動要支援者支援に取り組もう

防災福祉コミュニティ活動では避難行動要支援者との関係強化は最も重要な課題のひとつです。避難行動要支援者支援の体制づくりをまちぐるみで推進しましょう。

避難行動要支援者とは

お年寄り、乳幼児、障害者、外国人等、災害時に弱い立場に立たざるを得ない人々が多数存在します。避難行動要支援者への支援や協力には、地域社会の住民による組織的な体制づくりが必要不可欠です。

活動で大切な点は、住民一人ひとりが避難行動要支援者とコミュニケーションをとり、人間としての連帯感や信頼関係を築いていくことです。

地域で取り組む避難行動要支援者対策

1

避難行動要支援者の身になって防災環境の点検を

避難路は車いすでも通れるか、放置自転車等の障害物はないか、耳や目の不自由な人への伝達方法が確立されているかなど、まちの環境づくりを進めましょう。

2

避難行動要支援者の防災能力アップを支援しよう

初期消火や避難、応急手当の方法等、いざというときに適切な活動を避難行動要支援者自身が行えるように、避難行動要支援者も参加できる防災訓練や講習会等を開催し、防災能力の向上に協力しよう。

3

地域での協力・支援体制を具体的に決める

日頃の連絡役は誰か、非常時には誰が誰を救援するのか、もし救援者が不在だった場合は誰が救援するか、被災後の生活をどのように支援するかなど、日常・非常時・被災後の支援方法や体制を明確にしておく。一人の避難行動要支援者に対して複数の住民による支援体制を組む。

4

地域住民の意識啓発を

住民に避難行動要支援者支援の重要性をきちんと認識してもらう。義務感から行う対策では真の支援とはいえない。地域社会で共生する住民同士としてのコミュニケーションの場を持ち、地域主体による住民の意識啓発を。

Ⅱ　防災福祉コミュニティ
訓練マニュアル

訓練マニュアルを参考に、訓練を実施し、災害に強いまちをつくりましょう。

「自分たちのまちは、自分たちで守ろう」

1　各戸訓練

まず、身の安全の確保

ドアを開け、避難路を確保

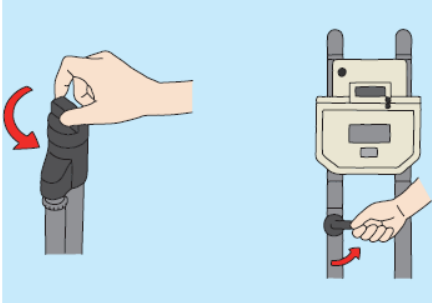

火元を確認し、ガスの元栓を閉める

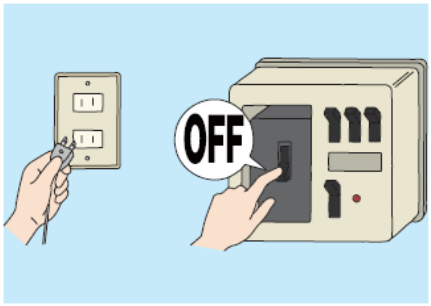

プラグを抜く・ブレーカーを切る

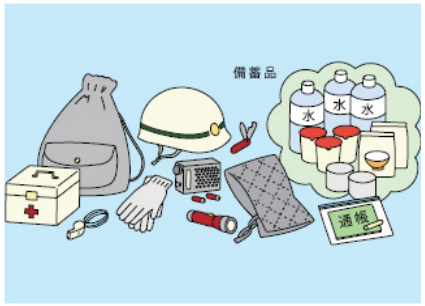

非常持ち出し袋を持って避難

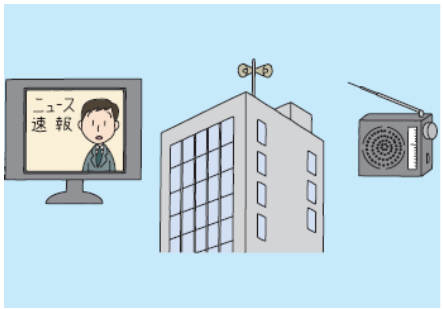

正しい情報の収集

訓練の目的 訓練の内容	身の安全の確保、出火防止等、地震発生直後の避難行動を習得する。
主催者側が用意するもの	非常持ち出し袋（食料、水、携帯ラジオ、懐中電灯、電池、ティッシュ、ビニール袋、タオル、歯ブラシ、軍手、衣類、防寒具、雨具、常備薬、救急薬品、毛布・寝袋、現金（公衆電話用 10 円玉も）、貴重品（印鑑、通帳、健康保険証、免許証等）、携帯電話（充電器）、お薬手帳等）
市等の担当部署で 用意できるもの	危機管理課：訓練シナリオ（P36 参照）
訓練の所要時間 （目安）	10 分程度
市等の訓練担当部署	危機管理課

２　情報収集・伝達訓練

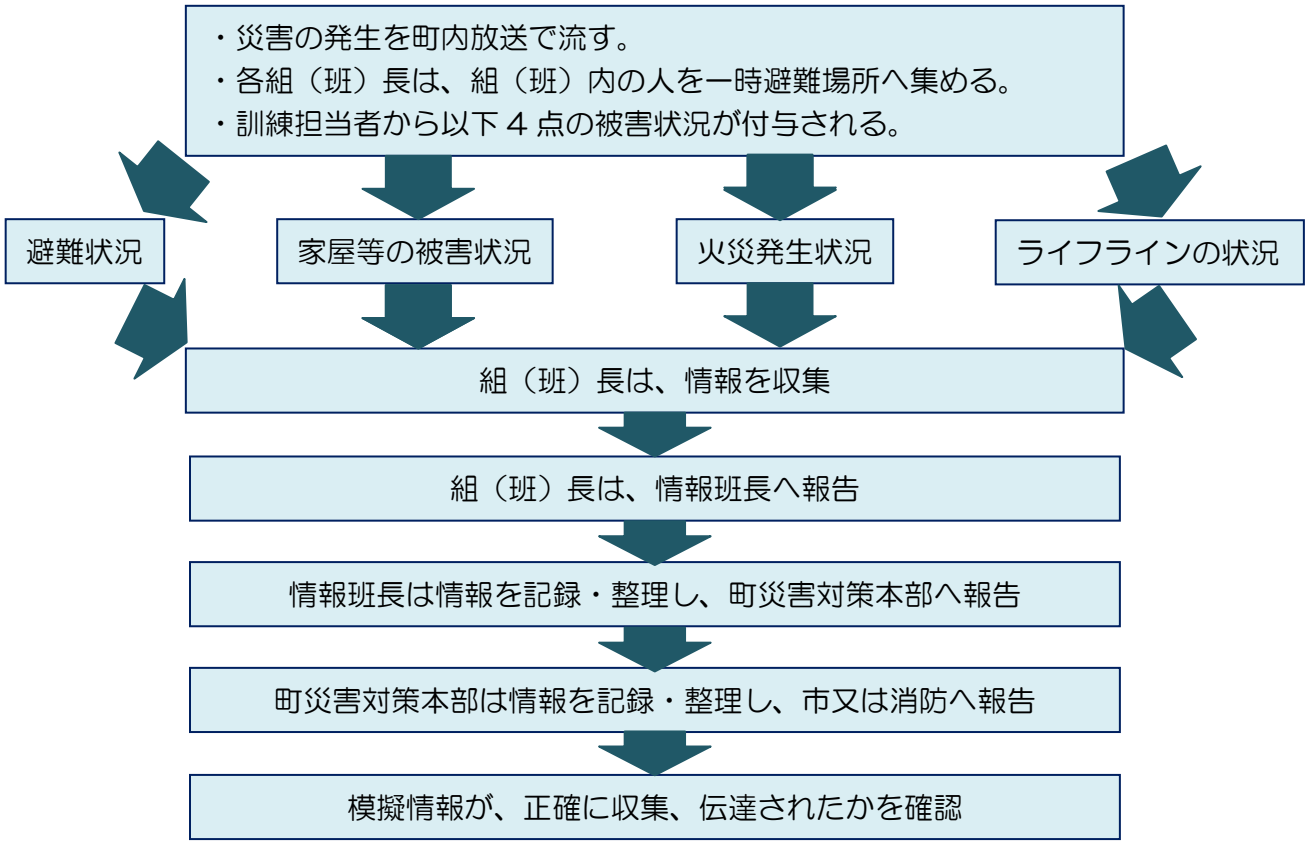

訓練の目的 訓練の内容	地域の被害状況や避難状況を正確かつ迅速に調査し、状況把握した後、市や消防等へ報告するための訓練。
主催者側が用意するもの	地域の地図、メガホン、携帯用無線機・携帯用ラジオ、ホワイトボード、筆記用具（模造紙、メモ用紙等）、テント、長机、パイプ椅子等
市等の担当部署で用意できるもの	危機管理課：メガホン、訓練シナリオ（P37～38 参照） 消防本部警備課：被害報告の受信
訓練の所要時間（目安）	60 分程度
市等の訓練担当部署	危機管理課 消防本部警備課

３　避難訓練

①避難訓練

訓練の目的 訓練の内容	災害発生時に、直ちに安全な場所へ避難するため、避難行動要支援者に配慮しながら地域の全員が避難できるよう訓練を行う。 事前準備として ①避難場所の確認。 ②安全な避難経路の確認。 ③非常持ち出し袋の準備。 ④避難行動要支援者の状況把握。
主催者側が用意するもの	メガホン、誘導旗、ロープ、リヤカー、担架、 プラカード、ライト等
市等の担当部署で 用意できるもの	社会福祉協議会：担架、車椅子 危機管理課：メガホン、リヤカー、プラカード、 訓練シナリオ（P39 参照）
訓練の所要時間 （目安）	40 分程度
市等の訓練担当部署	危機管理課

３　避難訓練
②煙体験訓練

訓練の目的 訓練の内容	火災時においては、煙によって視界が悪くなり、避難が困難になることを体験し、避難方法を習得する。
主催者側が用意するもの	屋内の場合は訓練室 屋外の場合はテント（周りを囲うものが必要） ガムテープ、電源等
市等の担当部署で 用意できるもの	消防署：スモークマシーン
訓練の所要時間 （目安）	15 分程度
市等の訓練担当部署	消防署

4　初期消火訓練

①消火器による消火訓練

訓練の目的 訓練の内容	災害時に被害を拡大させるもののーつが火災であり、消火器の取り扱い方法を習得し、消火訓練を行う。
主催者側が用意するもの	粉末消火器、水道水、オイルパン・点火具、灯油等
市等の担当部署で 用意できるもの	消防本部予防課：水消火器 、カラーコーン 危機管理課：訓練シナリオ（P40 参照）
訓練の所要時間 （目安）	30 分程度
市等の訓練担当部署	消防本部予防課／消防署

４　初期消火訓練
②バケツリレーによる消火訓練

訓練の目的 訓練の内容	バケツの水で、どの程度の消火効果があるのかを確認し、地域住民が連携を図り、消火方法を習得する。
主催者側が用意するもの	バケツ、バケツ代用品、三角バケツ、水道水、的になるようなもの等
市等の担当部署で 用意できるもの	消防本部警備課：バケツ、簡易水槽 危機管理課：訓練シナリオ（P40 参照）
訓練の所要時間 （目安）	30 分程度
市等の訓練担当部署	消防本部警備課／消防署

4　初期消火訓練
③可搬式小型動力ポンプによる消火訓練

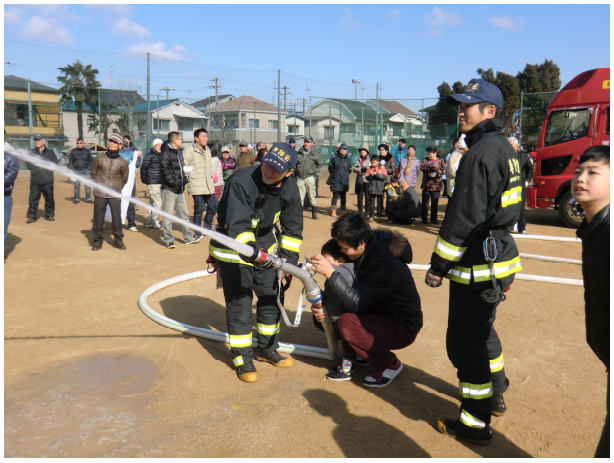

訓練の目的 訓練の内容	初期消火と延焼拡大阻止を目的に、可搬式小型動力ポンプの使用方法を習得し、放水訓練を行う。
主催者側が用意するもの	ヘルメット、消防ホース、可搬式小型動力ポンプ、開閉器、スタンドパイプ等 ※所持していないところは消防が準備。
市等の担当部署で 用意できるもの	消防本部警備課／消防署：消防ホース、可搬型小型動力ポンプ、開閉器、スタンドパイプ、簡易水槽 危機管理課：訓練シナリオ（P40 参照）
訓練の所要時間 （目安）	30 分程度
市等の訓練担当部署	消防本部警備課／消防署

５　救助救出、応急救護訓練
①建物、家具下からの救助救出訓練

訓練の目的 訓練の内容	過去の災害の教訓から公的機関の救助が間に合わないことも充分考えられるので、隣人（共助）で建物や家具の下敷きになった人を救出する方法を習得する。
主催者側が用意するもの	ヘルメット、不要になった家具、バール、ジャッキ、のこぎり、かけや、ハンマー、スコップ、一輪車、はしご、ロープ等
市等の担当部署で 用意できるもの	消防署：はしご、ロープ、救助人形 危機管理課：訓練シナリオ（P41～42 参照）
訓練の所要時間 （目安）	30 分程度
市等の訓練担当部署	消防署

５　救助救出、応急救護訓練
②救護訓練（三角巾・心肺蘇生法　AED）

訓練の目的 訓練の内容	心肺蘇生法や AED を使っての救命法を習得する。 三角巾を使っての応急救護処置の方法を習得する。
主催者側が用意するもの	心肺蘇生法・AED 講習：キュウマスク （人口呼吸用感染防止器具）等 三角巾講習：三角巾、ガーゼ、副子等
市等の担当部署で 用意できるもの	消防署：訓練用 AED、レサシアン（救助人形） 危機管理課：訓練シナリオ（P41～42 参照）
訓練の所要時間 （目安）	30 分程度
市等の訓練担当部署	消防署

５　救助救出、応急救護訓練
③担架及び車椅子による救護訓練

訓練の目的 訓練の内容	担架搬送や車椅子の取り扱い方法を体験し、災害発生時に対応できるようにする。 車椅子の性能を学ぶとともに、実際に乗ってみることで乗っている人がどのように感じているかを体験する。
主催者側が用意するもの	段差・障害となる木材、担架等
市等の担当部署で 用意できるもの	社会福祉協議会：担架、車椅子 危機管理課：訓練シナリオ（P41～42 参照）
訓練の所要時間 （目安）	30 分程度
市等の訓練担当部署	社会福祉協議会 危機管理課

５　救助救出、応急救護訓練
④ロープワーク

訓練の目的 訓練の内容	災害時に、転倒、下敷きになったものを引き出したり、引き起こしたりする手段としてロープが役に立つことを知ってもらい、その技術を習得する。（バールやジャッキがない場合、ロープで代用できることを学ぶ。）
主催者側が用意するもの	雨天の場合は、体育館等の雨のかからない場所が必要
市等の担当部署で 用意できるもの	消防署：訓練用ロープ、ロープ結索要領
訓練の所要時間 （目安）	30 分程度
市等の訓練担当部署	消防署

６　給食給水訓練（炊き出し訓練）

訓練の目的 訓練の内容	激甚な災害が発生した場合、被災外地から救援物資が届くまでは、少なくとも７日はかかると言われており、この間、自力で対処できるように豚汁等の炊出しが必要であり、その方法を習得し、あわせて、配給訓練も実施する。 ※　出来た食料を参加者で試食する。 ※　調理前、実食前には必ず手洗いをする等消毒を徹底すること。
主催者側が用意するもの	釜、なべ、箸、お皿等 ※豚汁１人前目安 （ジャガイモ 0.3 個/人参 0.1 本/玉ねぎ 0.2 個/大根 0.05 本/ゴボウ 0.1 本/豆腐 0.2 丁/豚肉 30g/味噌 50ｇ/調味料お好みで）
市等の担当部署で用意できるもの	危機管理課：アルファ化米、訓練シナリオ（P43 参照） ※　アルファ化米は大阪府から提供される （時期的に提供できない場合もあります。）
訓練の所要時間 （目安）	１５０分程度 ※　炊き出しする内容によって所要時間は変わる
市等の訓練担当部署	危機管理課

7　避難所開設訓練

①避難所の解錠・開門

↓

②避難所の開設準備
1.開設方針の確認　2.関係者へ協力要請　3.避難所の安全確認　4.避難者の待機指示
5.機材・物資の確認　6.避難所利用範囲等の確認　7.避難所運営用設備等の確認
8.利用室内の整理・清掃　9.受付設置　10.避難所看板等の設置

↓

③避難者の受入れ
1.受付　2.避難所内の割当・誘導　3.ルール等の周知

↓

④市災害対策本部へ報告。
※　在宅被災者の分も併せて調査報告。

訓練の目的 訓練の内容	災害発生時における避難所開設についての手順を確認し、円滑に開設できるよう訓練を行う。
主催者側が用意するもの	長机、パイプ椅子、テント、ビニールテープ、ブルーシート等
市等の担当部署で用意できるもの	危機管理課：防災訓練用ベスト、 訓練シナリオ（P44～54 参照）
市等の訓練担当部署	危機管理課

8　その他訓練

①　防災マップづくり（町単位）

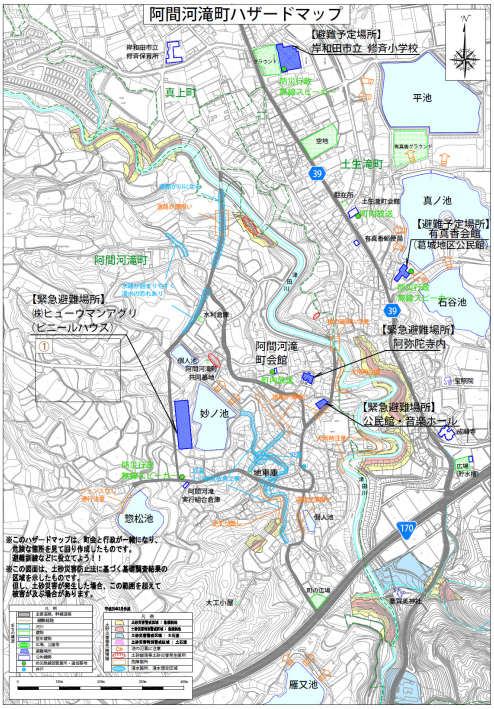

訓練の目的 訓練の内容	防災マップづくりは、各種災害の発生により被害が想定される場所を事前に知っていただき、災害に備えていただくことを目的に作成する。 作った地図を基に、実際に地域を歩いてもらい、避難に要する時間、或は、危険な場所等を確認するフィールドワークを実施する。
主催者側が用意するもの	長机、パイプ椅子、ビニールカバー、筆記用具、地域の地図、マジック、付箋、シール、完成した地図の印刷費等
市等の担当部署で用意できるもの	危機管理課：ハザードマップ
訓練の所要時間（目安）	90 分程度
市等の訓練担当部署	危機管理課

８　その他訓練

②　備蓄品、防災器具等の展示

訓練の目的 訓練の内容	災害に備え、市で備蓄している物資や、必要となる防災器具等を展示し、家庭や地域での備蓄品の準備を考えて頂くきっかけとする。
主催者側が用意するもの	展示スペース、長机等
市等の担当部署で 用意できるもの	消防本部警備課：救助器具 危機管理課：市備蓄物資
訓練の所要時間 （目安）	
市等の訓練担当部署	消防本部警備課 危機管理課

8　その他訓練

③　防火講演

訓練の目的 訓練の内容	火災の主な原因を知り、火災を発生させないように予防し、万が一の場合は通報、初期消火ができるように学習する。 全国各地で発生する火災による災害事例を教訓とした防火ポイントや安全対策等を学ぶ。
主催者側が用意するもの	筆記用具等
市等の担当部署で 用意できるもの	消防本部予防課：パソコン、スクリーン、プロジェクタ、講座用ビデオ等
訓練の所要時間 （目安）	60 分～90 分程度
市等の訓練担当部署	消防本部予防課

8　その他訓練

④　救急講演

訓練の目的 訓練の内容	応急手当の手技を学ぶのではなく、怪我や病気の予防方法について学び、病院や救急車の適正利用を考える。
主催者側が用意するもの	筆記用具
市等の担当部署で 用意できるもの	消防署：パソコン、スクリーン、プロジェクタ、 講座用ビデオ等
訓練の所要時間 （目安）	60 分程度
市等の訓練担当部署	消防署

8　その他訓練

⑤　防災講演

訓練の目的 訓練の内容	過去の災害を教訓に、各種災害への準備と発生後の対応などについて学ぶ。
主催者側が用意するもの	筆記用具
市等の担当部署で 用意できるもの	危機管理課：パソコン、スクリーン、プロジェクタ、 講座用ビデオ、各種ハザードマップ等
訓練の所要時間 （目安）	60 分～90 分程度
市等の訓練担当部署	危機管理課

８　その他訓練

⑥　災害時市民ボランティア講座

訓練の目的 訓練の内容	ボランティア活動や、災害時におけるボランティアセンターの役割について学ぶ。 また、被災した際に、災害ボランティアを受け入れる際の心構え等を学ぶ。
主催者側が用意するもの	筆記用具
市等の担当部署で 用意できるもの	社会福祉協議会：パソコン、スクリーン、プロジェクタ、講座用ビデオ等
訓練の所要時間 （目安）	60 分～90 分程度
市等の訓練担当部署	社会福祉協議会

８　その他訓練

⑦　災害ボランティアセンター設置・運営訓練

訓練の目的 訓練の内容	災害時のボランティア受け入れの一連の流れを体験し、スムーズな受け入れのポイントについて学ぶ。 （地域住民の災害ボランティアセンターについての理解を促進するため、地域の避難訓練と同日開催が望ましい。）
主催者側が用意するもの	屋外の場合はテント・長机（6 台程度） パイプ椅子（12 脚程度）・筆記用具（太字マジック） 模造紙（数枚）
市等の担当部署で 用意できるもの	社会福祉協議会：ゼッケン、クリップボード、 住民向け災害ボランティアセンター啓発パネル
訓練の所要時間 （目安）	60 分～90 分程度
市等の訓練担当部署	社会福祉協議会

８　その他訓練

⑧ 防災教育ボランティアによる
ミニ防災体験講座

訓練の目的 訓練の内容	ボランティアが同じ市民の立場で防災について伝えることで、大人も子どもも、より身近な問題として捉えるきっかけをつくる。 災害時のトイレ問題のミニ講義と、身近な材料を使っての簡易トイレ作成体験等。
主催者側が用意するもの	屋外で雨天の場合はテント・長机（１～２台） 屋内の場合は教室１部屋 （トイレ作成体験の場合）新聞紙・ペットシート・ビニール袋
市等の担当部署で 用意できるもの	社会福祉協議会：パソコン、スクリーン、プロジェクタ、講座用ビデオ等
訓練の所要時間 （目安）	20 分～30 分程度
市等の訓練担当部署	社会福祉協議会

Ⅲ　訓練シナリオ

1　各戸訓練

⑴　目　　的

身の安全の確保、出火防止等、地震発生直後に行う行動を習得する。

⑵　訓練内容　（訓練地震発生の町内放送を流す）

「訓練、訓練、訓練、〇時〇〇分頃に四国沖を震源とする震度６弱の地震が発生しました。町内に火災や家屋の倒壊の被害が出ています。町内の皆さんは避難してください。」

ア　大きな揺れを感じた時（地震発生時：０分～１分）

・落ちついて、テーブルや机の下等で身を守る。

・ドアを開け、避難路を確保する。

イ　揺れが収まった時（１分～５分）

・火元を確認し、ガスの元栓を閉め、電気のスイッチとブレーカーを切る。

・家族の安否を確認する。

・携帯ラジオ等で情報収集する。

※火災が発生したら初期消火を行う。自分で消火できない場合は、大きな声で、近所に応援を要請する。

ウ　避難開始（５分～１０分）

・家屋の倒壊の恐れがある場合や避難勧告が発令された場合は、非常持ち出し品を確認し、隣近所で声を掛け合って、一時避難場所へ避難する。要配慮者の方に対しては、特に配慮する。

・安否状況、家屋の倒壊、道路の陥没等、避難時に収集した情報を情報班に伝達する。

⑶　準備用品（例）

非常持ち出し袋（食料、水、携帯ラジオ、懐中電灯、電池、ティッシュ、ビニール袋、タオル、歯ブラシ、軍手、衣類、防寒具、雨具、常備薬、救急薬品、毛布・寝袋、現金（公衆電話用 10 円玉も）、貴重品（印鑑、通帳、健康保険証、免許証等）、携帯電話（充電器）、お薬手帳等）　等

⑷　タイムスケジュール（所要時間：10 分）

時間	内　容	担当
10 分	（2）ア～ウを実施	各自

２　情報収集・伝達訓練

⑴　目　　的

地域の被害状況や避難状況を正確かつ迅速に調査し、状況把握した後、市や消防等へ報告するための訓練。

⑵　訓練内容

ア　訓練開始を町内放送で流す。

「訓練、訓練、訓練、〇時〇〇分頃に四国沖を震源とする震度６弱の地震が発生しました。町内に火災や家屋の倒壊の被害が出ています。町内の皆さんは避難してください。」

イ　防災関係情報の収集訓練

町会等災害対策本部を設置し、市災害対策本部からの情報や気象情報等を、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等の報道機関から情報収集する。

※　予め、以下のような付与情報を用意しておく。

・市内全域に多数の火災や家屋倒壊被害が出ており、ライフラインが停止し、行政機能も麻痺している模様。
・固定電話や携帯電話が使用できない状況となっている。
・町内の人的・物的被害状況について取りまとめ、市災害対策本部への情報伝達依頼があった。
・食べ物等の救援物資についての搬送には時間を要する模様。
等

ウ　町内の避難・被害状況等の情報収集訓練

①　各組（班）長は、各組（班）の人を一時避難場所に集め、各組（班）の安否確認と周辺の被害状況を集約し情報班長に報告する。

※　予め、以下のような付与情報を用意しておく。

・第１組（班）〇〇宅から煙がでている。
・第２組（班）〇〇宅が倒壊し家族３人が避難してきていない。
・第３組（班）〇〇宅のおばあちゃんが見当たらない。
・第４組（班）〇〇宅の家族４人は家に損傷がないので避難しないといっている。
等

②　情報班長は、各組（班）長等から収集した情報をとりまとめ、町災害対策本部で、ホワイトボード等に記載し情報の共有を図る。

情報班は、「いつ」「何が」「どこで」「どうした」の様にまとめる。

③　町災害対策本部において、情報班で取りまとめられた情報を、ホワイトボードに掲示した町内の地図上に集約し、火災や倒壊家屋、あるいは要配慮者の救護等防災福祉コミュニティ各対応班に指示するとともに、町住民の全体的な避難状況や被害状況を取りまとめ、市災害対策本部や消防本部への通報を行う。

エ　町内の避難状況や被害状況、市内全域の状況等を避難住民に周知する。

オ　付与情報が正確に取りまとめられているか確認する。

⑶　準備用品（例）

地域の地図、メガホン、携帯用無線機・携帯用ラジオ、ホワイトボード、筆記用具（模造紙、メモ用紙等）、テント、長机、パイプ椅子　等

⑷　タイムスケジュール（所要時間：約 60 分）

時間	内　容	担当
５分	町災対本部の設置　⑵イ	町災害対策本部員
50 分	訓練　⑵ア～オ	情報班
５分	まとめ	町災害対策本部員・情報班

3　避難訓練

(1)　目　　的

安否確認、傷病者等の搬送を含む安全な避難誘導方法を習得する。

(2)　事前準備

ア　安全な避難経路を確認しておく。

イ　非常持ち出し袋の準備

ウ　要配慮者の状況把握

(3)　訓練内容

ア　訓練開始を町内放送で流す。

「訓練、訓練、訓練、〇時〇〇分頃に四国沖を震源とする震度６弱の地震が発生しました。町内に火災や家屋の倒壊の被害が出ています。町内の皆さんは避難してください。」

イ　各戸 → 一時避難場所まで

組（班）長と共に、一時避難場所に避難するよう伝達する。この際、一人暮らしの高齢者や聴覚障害者等の方への情報伝達・避難誘導は特に配慮する。

ウ　一時避難場所→市指定避難場所まで

①　一時避難場所で人員点呼し、安否確認を行う。また、負傷者や病人等がいる場合は、情報班にその旨を伝え、市指定避難場所までの避難誘導方法（協力人員の要請を含む）を検討する。

②　町災害対策本部より、市指定避難場所までの避難経路を確認し避難を開始する。避難にあたっては、避難者の前後に立ち避難誘導する。

③　避難の途中では、事故防止に留意する。また、倒壊の危険のあるブロックや塀等を避け、高齢者や子ども等のペースで避難する。

④　市指定避難場所に到着したら、点呼をとり、全員の無事を確認し、避難完了を情報班に伝える。

(4)　準備用品（例）

メガホン、誘導旗、ロープ、リヤカー、担架、車椅子、プラカード、ライト、など

(5)　タイムスケジュール（所要時間：40 分）

時間	内　容	担当
５分	避難誘導の指示	町災害対策本部長
10 分	訓練（各戸→一時避難場所）(3)ア、イ	各自
20 分	訓練（一時避難場所→市指定避難場所）(3)ウ	避難誘導班
５分	講評	指導者

４　初期消火訓練

⑴　目　　的

消火器、バケツリレー等による初期消火技術を習得する。

⑵　訓練内容

ア　１１９番通報訓練

①　事前に消防署へ相談

②　火災等を発見した場合は、次の手順で１１９番通報する。

Ⅰ「火災」か「救急」か、Ⅱ「場所」「建物名称や目標物」、Ⅲ火災の場合は、「何が燃えているのか」「逃げ遅れはあるか（ないか）」、救急の場合は、「何がどうしたか」

例：「訓練通報です。火事です。〇町〇丁目〇番住宅が燃えています。逃げ遅れは、わかりません」。

イ　粉末消火器による消火訓練

①　指導者から、粉末消火器の使用法や使用上の注意点の説明を受ける。

②　指導者は、準備しておいた燃焼物（オイルパン、灯油等）に着火し模造火災を発生させる。

③　粉末消火器で模造火災を消火する。

④　訓練が終ったら、オイルパンの中の汚水を処理し後始末をする。

ウ　バケツリレーによる消火訓練

①　指導者から、バケツリレーの注意点について説明を受け、１０～２０名程度 のグループを作り、送水側と返送側の２列に並ぶ（返送側は送水側の人数の１/２～２/３程度でよい）。

②　水バケツの水量は 50%から 60%程度とし、送水側は，おおむね１m間隔とし互いに右手で順次リレーする。

③　消防用水利は、防火水槽や用水等地域の中で利用できる水利とする。

※　使用できる水利が無い場合は、消防で水槽を借りる。

エ　可搬式小型動力ポンプ訓練

①　指導者から、可搬式小型動力ポンプの使用方法、ホース及び管槍の結合方法を習得する。

②　実際に放水を行い、放水による反動力等を体感する。

⑶　準備用品（例）

消火器（粉末消火器）、訓練用消火器（水消火器）、バケツ、バケツ代用品（ごみ箱、洗面器等）、可搬式小型動力ポンプ（ホース・管槍含む）、簡易水槽、ヘルメット、とび口、オイルパン、灯油、点火用具、消火用的、三角バケツ　等

⑷　タイムスケジュール（所要時間：約 30 分）

時間	内　容	担当
５分	消火器の取扱等の説明	指導者
20 分	訓練　⑵ア～エ	消火班
５分	講評	指導者

５　救助救出、応急救護訓練

⑴　目　　的

防災資機材を活用した要救助者の救出方法、傷病者の救護方法を習得する。

⑵　訓練内容

消防署員指導のもと、建物、家具等の下敷きとなった要救助者の救出・救護方法を習得する。

ア　倒壊建物からの救出訓練

①　廃材やベニヤを利用して、倒壊建物をつくり、中に要救助者を模して人形等を入れておく。

②　救出にあたっては、要救助者に対して声を掛け安心感を与える。

③　倒壊建物に進入する場合は、余震の有無や足場の安全等を確かめ、二次災害の発生に注意する。

④　要救助者の状況を確認し、作業の妨げとなる部分を、のこぎり、かけや、ハンマー等を使用し破壊し取り除く。

⑤　ジャッキがある場合は、ジャッキで持ち上げる（ない場合は斧やバールで壊す）

⑥　隙間が崩れないように角材（長さ 40～50cm）で補強する。

イ　転倒家具からの救出訓練

①　家具やロッカー等を倒し中に要救助者を模して人形等を入れておく。

②　救出にあたっては、要救助者に対して声を掛け安心感を与える。

③　木材・バール（木材の太さは 10cm 以上）をテコに、あるいはジャッキで倒壊物に隙間をつくる。場合によっては、転倒物の一部を破壊し、中の物を取り出す等して重量を軽くする。

④隙間が崩れないように角材（長さ 40～50cm）で補強する。

ウ　応急救護訓練

①　三角巾による応急手当

出血や骨折している場合の三角巾等を使用した応急処置を行う。

骨折の場合で、添え木がない場合は、代用品（雑誌、傘、割り箸等）等を使用して固定処置を行う。

②　心肺蘇生法（ＡＥＤ）

訓練人形とＡＥＤを使用した実践訓練を行う。

③　搬送訓練

救出した傷病者を担架や車椅子を使って一時避難場所や市指定避難場所まで搬送訓練を行う。

⑶　準備用品（例）

バール、大工道具（のこぎり、かなづち等）、スコップ、ジャッキ、かけや、大ハンマー、チェーンソー、エンジンカッター、ロープ、一輪車、角材、廃材、救出用人形　ガーゼ、副子（添え木）、三角巾（代用品も可）、訓練用AED機材　など

⑷　タイムスケジュール（所要時間 100 分）

時間	内　容	担当
５分	訓練説明（資機材の取扱い等）	指導者
30 分	救出訓練　⑵ア　イ	救出・救護班
60 分	救護訓練　⑵ウ	救出・救護班
５分	講評	指導者

６　給食給水訓練

⑴ 目　　的

被災後の食料と水の確保や配給方法について訓練を行う。大規模災害に備え、大鍋等の資材の確保を確認しておく。非常用食料の調理法等についても習得する。

⑵ 訓練内容

ア　大鍋等を使用し、味噌汁や豚汁の炊き出し方法を覚える。

イ　被災後の衛生状態の悪い中で、大勢の人に配給することを考え、手や調理器具の洗浄をしっかり行う。

⑶　準備用品（例）

大鍋・味噌・割り箸・うちわ・まき・コンロ・プロパンガス・お皿　等 豚汁１人前目安 （ジャガイモ 0.3 個/人参 0.1 本/玉ねぎ 0.2 個/大根 0.05 本/ゴボウ 0.1 本/豆腐 0.2 丁/豚肉 30g/味噌 50 ｇ /調味料お好みで）　など

⑷　タイムスケジュール（所要時間１５０分）

時間	内　容	担当
１２０分	豚汁の炊き出しと配給	給食・給水班
30 分	試食	参加住民

7　避難所開設訓練

⑴ 目　　的

大規模災害発生時に多くの住民が避難してくることが予測されるので、市と地域が協力して避難所を円滑に開設できるよう手順を確認する。

⑵ 訓練内容

ア　訓練開始を町内放送で流す。

「訓練、訓練、訓練、〇時〇〇分頃に四国沖を震源とする震度６弱の地震が発生しました。町内に火災や家屋の倒壊の被害が出ています。町内の皆さんは避難してください。」

イ　避難所の解錠、開門

市災害対策本部長の指示により、施設管理者等が解錠・開門する。

ウ　避難所の開設準備

開設準備にあたっては、市職員、施設管理者及び集まった地域住民とで協力しあって行う。

チェック項目	チェック内容
１.開設方針の確認	・市災害対策本部長から開設指示が出たか。 ・避難勧告・指示がでているか ・被災者が開設を求めているか。
２.関係者への協力要請 施設管理者と調整し行う。	・避難所担当職員 ・防災福祉コミュニティ・町会・自治会等の代表者 ・その他協力者等
３.施設の安全確認	・建物が危険でないか点検する。 ・火災等の二次災害の防止措置を実施する。 ・ライフラインの使用可否を点検する。 ・危険箇所にはロープ・張り紙等を張る。 ・周囲の状況（火災や土砂災害等のおそれはないか）を確認する。 ・安全性に不安があるときは、市災害対策本部に連絡する。
４.避難者の待機指示（安全確認） ※人員が足りないときは避難者の中から協力者を募る。	・開設準備中は、グラウンド等での待機を呼びかける。 〔別紙１：呼びかけ文例①〕 雨天時・厳寒時は、改めて場所割りすることを前提に施設内へ誘導する。 （但し、安全確認後） ・自家用車は、原則として乗り入れ禁止とする。やむを得ないときは、ロープで明示し、駐車場所を限定する。

5.機材・物資の確認	・運営用備品　（場所：〇〇 ）
6.避難所利用範囲等の確認 　避難所利用範囲は、施設管理者に承諾を得ること。 　学校については基本的に体育館が避難所施設となる。	・避難所利用範囲を確認し、室名・注意事項等を張り紙する。 ・管理運営、救援活動、避難生活を送る上で必要なスペースを屋内外で順次確保する。 ・使用禁止範囲には「進入禁止」の張り紙をする。 【別紙２：避難所の利用スペース等】
7.避難所運営用設備等の確認	・設備等の使用可否を確認する。 例：電話、ＦＡＸ、パソコン、放送設備、掲示板、防災行政無線等
8.利用室内の整理・清掃	・避難所内にガラス等の破片が飛び散って危険な状況が想定されるので清掃を行う。
9.受付設置	・受付設置場所（例：体育館入り口） 長机、いす、筆記用具等の準備 ・避難者カード、避難者台帳等の準備（コピー等） ・受付付近に避難所利用範囲、施設利用ルール等の明示 。
10.避難所看板等の設置	・施設の門や扉付近に避難所表示の看板を設置

エ　避難者の受入れ 〔別紙３：呼びかけ文例②〕

【受付時チェックリスト】

チェック項目	チェック内容
□1　受付 ※多人数が集中した場合は、名簿記入は事後となることもやむを得ないが、できるだけ早い段階で氏名・住所等の基礎的な内容だけでも記入してもらう。	・世帯単位で【別紙４：避難者カード】に記入してもらう。（高齢者・障害者等の避難行動要支援者の場合、必要に応じて記入を手伝う。） ・受付に併せてグループ化（地区別・班別等）を呼びかける。
□2　避難所内の割当て・誘導	・早い者勝ちではないことを周知する。 ・できるだけ地域ごとにまとまるように誘導する。
□3　ルール等の周知	・当初は最低限の施設利用上のルールを定めておき、以降、順次見直す。

※1　避難者名簿

　施設の安全が確認され、避難所の開設準備が整い次第、避難者を施設内へ誘導する。その際、受付で避難者カード提出し、避難者名簿に氏名・住所等を記入してもらう。

【別紙５：避難者名簿】

　その後、避難所としての収容人数を集計しておく。　【別紙6-1：避難所集計票】

【別紙6-2：町集計票】

※２　避難所内の割当、誘導

①　広い避難スペースの区割り

・基本的には、大勢の避難者と安心して一緒にいられるよう可能な限り広いスペースに誘導する。

・可能であれば、ビニールテープ等で通路、境界等を表示する。

・各避難者の就寝スペースが、可能な限り幅員１ｍ以上の通路に接するようにする。

・誘導時に、地区別等の 20～30 人程度のグループ化を促す。

②　小部屋の確保（避難行動要支援者を優先して誘導）

避難行動要支援者には、できる限り小部屋（多目的室、和室等）を確保する。確保できない場合は、避難スペース出入り口付近で囲いをして、落ち着いた場所を確保する。また、可能な限り、より環境のよい福祉避難所等に移送する。

③　その他

・多数の人員が必要となるので、運営体制の立ち上げ段階として、当面の運営協力者を避難者の中から募集する。

・受付時の状況と備蓄物資の数量によって、可能であれば受付時に毛布等を配布しておく。多数の避難者で混雑している場合は、後で配布する。なお、物資の配布は高齢者、障害者等の要配慮者を優先する。

・避難者を受け入れるときは、防災福祉コミュニティ等の協力を得て、避難所が開設されていること、食料等がない人は申し出ることを、在宅の被災者に周知するよう努めること。

・避難者が多く、収容しきれない場合は、別の避難所に移動してもらう場合があるので、市災害対策本部に連絡して、指示を受ける。

※３　ルール等の周知

避難所での生活を少しでも過ごしやすいものとするため、避難所運営会議等において、避難所の共通ルールを検討、作成し、避難者に周知する。

オ　市災害対策本部への報告

避難所を開設したら、速やかに市災害対策本部に開設の報告を行う。

（3）　準備用品（例）

長机、パイプ椅子、コピー機、ＦＡＸ、紙、ガムテープ、テント、カラーコーンなど 別紙１：呼びかけ文例 ① 別紙２：避難所の利用スペース等 別紙３：呼びかけ文例 ② 別紙４：避難者カード 別紙５：避難者名簿 別紙６－１：避難所集計票 別紙６－２：町集計票

⑷　タイムスケジュール（所要時間１００分）

時間	内　容	担当
100 分	（2）ア～オを実施	市職員及び 参加住民

呼びかけ文例①　－《開設準備中：グラウンド等での待機要請》

こちらは、〇〇避難所運営委員会です。

ただいま、避難所の開設準備を進めており、施設の安全性が確認され次第、皆さんを施設内に案内しますので、しばらく安全なグラウンドで待機願います。

現在分かっている災害情報は、[地震情報等]ということです。

この地区や市（全体）の被害状況は現在確認中で、はっきりしたことは分かっていません。

市災害対策本部が設置され、関係機関とともに対策が進められていますので、落ち着いて行動してください。

なお、皆さんの中で開設準備にご協力いただける方がいらっしゃいましたら、私のところまでお越しください。

（※救護・医療対応が可能な場合）
また、負傷された方、体調が悪い方がいらっしゃいましたら、〇〇(場所等)までお越しください。手当を行います。

以上、〇〇避難所運営委員会です。

※繰り返します。

避難所の利用スペース（例）

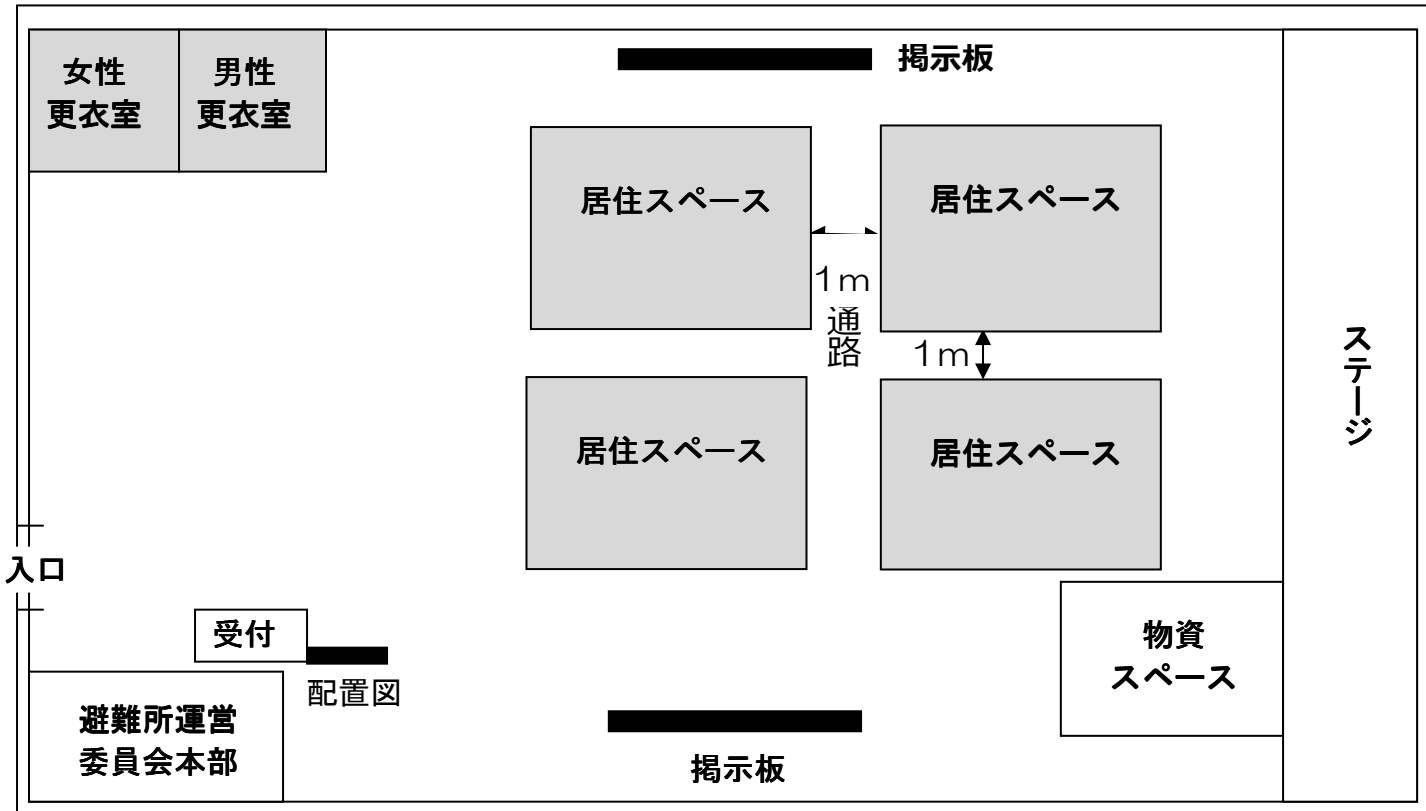

配置図

[学校の場合の使用除外施設]

※校長室・職員室等については、学校教育の早期再開の観点から使用しない。
※保健室・調理室・放送室等については、原則として一般避難者の立ち入りを禁止する。

避難所スペース以外で個室を確保した方が良いスペース

□避難所運営委員会本部
□物資倉庫
□救護室（医療活動やカウンセリング）
□体調不良者等一時休息スペース
□高齢者（要配慮者）の部屋、福祉スペース
□子ども、親子で安心して遊べる部屋
□授乳、おむつ交換の部屋
□災害時専用特設公衆電話

[福祉スペースに必要なもの]

[物資]発電機、燃料/照明器具（懐中電灯、ランタンなど）／寝具類（ベッド、毛布等）／暖房器具／介護、育児用物資（紙オムツ、粉ミルクなど）／その他（漂白剤、パーテーションなど）

※避難所スペース以外のスペースの利用については、原則として一般避難者の立ち入りを禁止する。
※出入口等にスロープ配置、トイレの目隠しなどにも配慮しましょう。
※女性用の洗濯物干場を確保しましょう。
※グラウンド等の使い方について、仮設トイレの設置、暖をとる場所、炊き出し場所など多様な用途への活用、また、車で避難してくる被災者を想定しての対応など、事前に施設管理者等とよく話し合いましょう。
※仮設トイレの設置に当たっては、特に女性や子どもの安全・安心に配慮しましょう。

レイアウトのポイント

〇ポイント

施設図面をもとに、次の項目に配慮して、想定レイアウト図を考えましょう。

〇大切な３つのポイント

通路づくり

●床にテープをはるなどして１mほどの歩行者通路を確保する。

男女別更衣室の設置

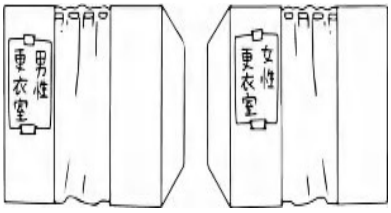

●プライバシーに配慮して更衣室は男女別にする。

情報掲示板の設置

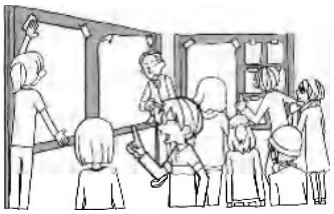

●みんなに情報が行き届くように掲示板は必ず設置する。

〇配慮が必要な項目

居住スペース

●一人につき、少なくともたたみ１枚程度以上のスペースを想定する。
→施設の受け入れ可能人員を把握します。
●原則として、町単位でのまとまりを意識する。
●座位の確保のため体育館のイスの利用等を考える。

その他確保する必要があるスペース

●受付
●避難所運営委員会等の会議ができる場所
●炊き出しや調理などができる場所
●授乳室など乳児が使用できる部屋
●トイレ
●手洗い場
●体調不良者には、夏場は風通しの良い場所の確保、冬場は暖かい場所の確保
●何でも相談できる相談コーナー
●要配慮者のための場所
●通信や情報連絡のための場所
●医療活動・カウンセリングコーナー
●ペットコーナー

呼びかけ文例②　―《受付時：避難所の誘導・案内》

こちらは、〇〇避難所運営委員会です。

ただいま、施設の安全が確認され、避難所の開設準備が整いましたので、皆さんを施設内に案内します。

受付で、避難者カードに記入していただき、避難所運営委員の指示に従って入室していただきます。 まず初めに、障害者の方やお年寄り、乳幼児等を優先しますので、早い者勝ちではありませんので、私の申し上げる順に、受付に来てください。

必ず皆さんには、安全に避難していただきます。

まず、身体に障害があったり介護が必要な方の世帯、負傷したり体調が悪い方がいる世帯から受付に来てください。

次に、お年寄りのいる世帯、小学校に行っていない小さなお子さんがいる世帯（以下、世帯ごとで町別に案内します。）・・・

優先世帯の受付が終わりましたら順次町別に受付を行いますので、皆さんのお住まいの町名の張ってある受付場所へ行ってください。

多少時間がかかりますが、落ち着いて行動してください。

以上、〇〇避難所運営委員会です。
〔繰り返し〕

避難者カード（世帯）　※町ごとに集約

避難所名		避難者カード番号	※避難所開設班が記入

自宅住所		TEL	
避難日時	平成　　年　　月　　日　　時　分ごろ	退所日	平成　　年　　月　　日
退所後住所		退所後連絡先	

氏名　（年齢）	性別	避難の状況等	健康等	備　考
（ふりがな） （　　才）	男 ・ 女	□この避難場所に避難している □自宅に残っている □他の場所に避難している （どこですか　） □連絡が取れない	□けが □病気 □要配慮 □死亡	
（ふりがな） （　　才）	男 ・ 女	□この避難場所に避難している □自宅に残っている □他の場所に避難している （どこですか　） □連絡が取れない	□けが □病気 □要配慮 □死亡	
（ふりがな） （　　才）	男 ・ 女	□この避難場所に避難している □自宅に残っている □他の場所に避難している （どこですか　） □連絡が取れない	□けが □病気 □要配慮 □死亡	
（ふりがな） （　　才）	男 ・ 女	□この避難場所に避難している □自宅に残っている □他の場所に避難している （どこですか　） □連絡が取れない	□けが □病気 □要配慮 □死亡	
（ふりがな） （　　才）	男 ・ 女	□この避難場所に避難している □自宅に残っている □他の場所に避難している （どこですか　） □連絡が取れない	□けが □病気 □要配慮 □死亡	
（ふりがな） （　　才）	男 ・ 女	□この避難場所に避難している □自宅に残っている □他の場所に避難している （どこですか　） □連絡が取れない	□けが □病気 □要配慮 □死亡	
（ふりがな） （　　才）	男 ・ 女	□この避難場所に避難している □自宅に残っている □他の場所に避難している （どこですか　） □連絡が取れない	□けが □病気 □要配慮 □死亡	

記入時の注意

①このカードは、親族、知人、友人等からの安否確認の問い合わせや避難者名簿の作成に使用します。
②運営委員や市職員が問い合わせのあった人のカードを検索し、相手に回答します。
③ただし、プライバシー保護の観点から、本人が閲覧を認めているカードに限りますので、このカードの閲覧を希望するか否かを下に記入してください。　（どちらかに○を付けてください）

閲覧してもよい　・　閲覧してほしくない

※訓練時は、自宅住所（番地記載は不要）・氏名・性別・避難日時だけを記入してください。

別紙５

避　難　者　名　簿　　町名（　　）

避難所名					開設・閉鎖　日時			
					月　日　時　分　開設 月　日　時　分　閉鎖			
整理番号	避難者カード番号	避難者氏名	年齢	性別	入・退所日	避難所	傷病状況	要配慮者
				男・女	入所　月　日 退所　月　日	体育館 （　）	重症 軽傷 （　）	高齢者 乳幼児 障害者 （　）
				男・女	入所　月　日 退所　月　日	体育館 （　）	重症 軽傷 （　）	高齢者 乳幼児 障害者 （　）
				男・女	入所　月　日 退所　月　日	体育館 （　）	重症 軽傷 （　）	高齢者 乳幼児 障害者 （　）
				男・女	入所　月　日 退所　月　日	体育館 （　）	重症 軽傷 （　）	高齢者 乳幼児 障害者 （　）
				男・女	入所　月　日 退所　月　日	体育館 （　）	重症 軽傷 （　）	高齢者 乳幼児 障害者 （　）
				男・女	入所　月　日 退所　月　日	体育館 （　）	重症 軽傷 （　）	高齢者 乳幼児 障害者 （　）
				男・女	入所　月　日 退所　月　日	体育館 （　）	重症 軽傷 （　）	高齢者 乳幼児 障害者 （　）
				男・女	入所　月　日 退所　月　日	体育館 （　）	重症 軽傷 （　）	高齢者 乳幼児 障害者 （　）
				男・女	入所　月　日 退所　月　日	体育館 （　）	重症 軽傷 （　）	高齢者 乳幼児 障害者 （　）
				男・女	入所　月　日 退所　月　日	体育館 （　）	重症 軽傷 （　）	高齢者 乳幼児 障害者 （　）
				男・女	入所　月　日 退所　月　日	体育館 （　）	重症 軽傷 （　）	高齢者 乳幼児 障害者 （　）

避 難 所 集 計 票

年　月　日現在

避難所名		記入日時		記入者	
		報告日時		報告者	

避難者総数(a)	傷病者数(b)	要配慮者(c)	備考

集計の方法	避難者の意向
□ 運営委員が聞き取り等により集計 □ 市職員等が聞き取りにより集計 □ 避難者名簿により集計 □ その他（　　）	□ 増加傾向 □ 減少傾向 □ 不明

■場所別避難者内訳

区　分	避難者数	男	女	備　考
体 育 館	人	人	人	
	人	人	人	
	人	人	人	
	人	人	人	
	人	人	人	
合　計	(a)　人	人	人	

■傷病者数

区　分	避難者数	男	女	備　考
重 傷 者	人	人	人	
軽 傷 者	人	人	人	
負傷者 小計	人	人	人	
病　人	人	人	人	
合　計	(b)　人	人	人	

■要配慮者数

区　分	避難者数	男	女	備　考
高 齢 者	人	人	人	
障 害 者	人	人	人	
要介護者	人	人	人	
乳 幼 児	人	人	人	
妊 産 婦	人	人	人	
	人	人	人	
	人	人	人	
	人	人	人	
	人	人	人	
合　計	(c)　人	人	人	

町 集 計 票

年　月　日現在

避難所名		町　名	

避難者総数(a)	傷病者数(b)	要配慮者(c)	備考

■場所別避難者内訳

区　　分	避難者数	男	女	備　　考
避　難　所	人	人	人	
自宅避難	人	人	人	
一時避難場所	人	人	人	
	人	人	人	
合　　計	(a)　人	人	人	

■傷病者数

区　　分	避難者数	男	女	備　　考
重　傷　者	人	人	人	
軽　傷　者	人	人	人	
負傷者　小計	人	人	人	
病　　人	人	人	人	
	人	人	人	
合　　計	(b)　人	人	人	

■要配慮者数

区　　分	避難者数	男	女	備　　考
高　齢　者	人	人	人	
障　害　者	人	人	人	
要介護者	人	人	人	
乳　幼　児	人	人	人	
妊　産　婦	人	人	人	
	人	人	人	
	人	人	人	
	人	人	人	
	人	人	人	
合　　計	(c)　人	人	人	

8　総合防災訓練

(1)　目　　的

個別訓練で習得した知識・技術を総合して、各種の訓練を組み合わせて行い、防災福祉コミュニティの各班が一体となって活動する訓練。個々の訓練が繋がり、自分の町の中で実施することでより現実に近い型の訓練となる。

あらかじめ、図上訓練を行い〝わがまち〟の中の災害危険箇所や避難経路を確認しておくことで、より効果的な訓練が可能となる。

(2)　訓練内容

ア　各戸訓練

町内放送を合図に、身の安全の確保、火の始末、ラジオ等による情報収集及び非常持ち出し品を確認の上、隣近所で声を掛け合い一時避難場所まで避難する。

イ　情報収集・伝達訓練

住民の安否、町内の被災状況、災害危険箇所の状況等を調査し、情報を正確かつ迅速に収集し、町災害対策本部や市災害対策本部へ報告するとともに、防災関係機関の指示等を正確かつ迅速に地域内の住民に伝達する。

ウ　避難誘導訓練

住民を、一時避難場所、市指定避難場所に安全かつ確実に誘導する。また、特に要配慮者については、それぞれの特性に応じた対応が必要であるため、避難誘導班と協力して特性にあった誘導に配慮する。

エ　初期消火訓練

消火器等を使用し、火災を消火する。また、町内で発生した火災の発見者は、大声で付近住民に知らせるとともに 119 番通報訓練や、煙の特性等を体感する煙体験訓練と併せて行うとより効果的である。

オ　救出・救護訓練

バール、ジャッキ等の救出用機材を使用して要救助者を救出するとともに、負傷者に対する的確な応急手当、安全な場所への搬送等を行う。

カ　給食・給水訓練

被災後の食料と水の確保や配給方法について訓練する。避難所での給食、給水活動をスムーズに行うために、大鍋等の資材を確保するとともに、非常用食料の調理法等についても習得する。

（3） タイムスケジュール（所要時間 180 分）

時　間	訓　練　内　容
8：50	町内放送（「訓練」午前〇時〇分に震度６強を観測する地震が発生・・・）
8：50 ～9:00	各戸訓練
9：10	町災害対策本部設置 町災害対策本部における情報収集、各班への指示（～11：30）
9：10	避難訓練開始（各班（組）一時避難場所まで避難）（～9：10） 各班（組）による情報収集伝達、各班（組）による避難訓練（～9：20）
9：20	炊き出し訓練開始（～12：00）
9：20	情報収集・伝達訓練（～9：30）※各班（組）からの被害状況の集約
9：30	初期消火訓練（～10：00）水消火器、バケツリレー、小型ポンプ 初期消火班による初期消火、煙体験等
10：00	救出・救護訓練（～10：30） 救出・救護班による救出訓練
10：30	救護訓練（～11：30）心肺蘇生法、ＡＥＤ、三角巾
11：30	会長による講評
11：40	市職員（危機管理・消防）による講評
11：50	炊き出し、給食
12：00	訓練終了

９ 防災マップづくり

(1) 目　　的

防災マップづくりは、各種災害の発生により被害が想定される場所を事前に知っていただき、 災害に備えることを目的に作成する。

(2) 内　　容

ア　オリエンテーション

防災マップ作成を始める前に、効果、留意点を説明する。

イ　準備

8～10 名でグループを作り、グループ毎に、リーダーと記録係を決める。

ウ　演習

①　地区情報図の作成

白地図の上に透明シートを置き、次の情報を記入します。

・地域の構造（道路、海岸、密集市街地、公園等）

・地域の中で役立つ資源（消防、警察、公民館、防災倉庫、防災福祉コミュニティの役員宅等）

・支援の必要な要配慮者宅

②　災害想定地図の作成

各種災害を想定し、次の内容を討論します。

・どんな被害が起こっているか？（火災、ブロック倒壊、通行止め等）

・避難経路は？

・要配慮者の避難支援に必要なことは？

③　発表

各班で討論した内容をリーダーが発表し、参加者全員が「気付き」と「課題」を共有します。集約内容は、フィールドワーク等の次回の取組みに活かす。

(3) 準備用品（例）

白地図、透明シート、セロテープ、マジック、マーカー、付箋、ホワイトボード、テーブル、パイプ椅子など

(4) タイムスケジュール（所要時間 80 分）

時間	内　容	担当
5 分	オリエンテーション	指導者
5 分	準備	参加者
45 分	演習	参加者
20 分	発表	参加者
5 分	まとめ	指導者

Ⅳ　資料編

資料１

年　　月　　日

危機管理課長 様

(申請者)　組 織 名 称

住　　所

代表者氏名　　㊞

職 員 派 遣 依 頼 書

防災福祉コミュニティ名			
実施日時	年　　月　　日（　） 時　　分 ～　　時　　分		
実施場所			
参加人員	人	担当者氏名	
		電話番号（携帯）	
訓練等の内容			
受付欄		措置	

＊訓練等の内容については、実施要領等参考となる資料があれば添付のこと。

資料２

訓練用資機材借用書

年　　月　　日

危機管理課長　様

（申請者）　組 織 名 称

住　　所

代表者氏名　　㊞

電 話 番 号

　　年　　月　　日より　　年　　月　　日までの間、下記訓練用資機材を借用します。

訓練用資機材

訓練用資機材名	数量

※　資機材使用に際しての事故等において、本市、消防本部及び社会福祉協議会は一切の責任は負いません。自己責任の範囲で使用してください。
※　機器の紛失、破損等がある場合、補償してもらう場合があります。
※　資機材の運搬は借用者側でお願いします。

資料３

防災福祉コミュニティ訓練実施計画書

１	組織名称	
２	日　　時	年　　月　　日（　）　：　　～　：
３	場　　所	
４	対 象 者	（　　名）
５	想　　定	□　地　震 □　風水害 □　土砂災害 □　火　災 □　その他
６	訓練内容	□各戸訓練　　（　　） □情報収集・伝達訓練　（　　） □避難誘導訓練　（　　） □初期消火訓練　（　　） □救出・救護訓練　（　　） □給食・給水訓練　（　　） □避難所開設訓練　（　　） □総合防災訓練　（　　） □その他　　（　　）

資料４

訓練担当者名簿

（１） 災害対策本部設置訓練

役　割	担　当	備　考
本部長		
副本部長		
本部員		
（指導）		

（２） 情報収集・伝達訓練

役　割	担　当	備　考

（３） 避難訓練

①避難訓練

役　割	担　当	備　考

②煙体験訓練

役　割	担　当	備　考

（４） 初期消火訓練

①消火器

役　割	担　当	備　考

②バケツリレー

役　割	担　当	備　考

③可搬式小型動力ポンプ

役　割	担　当	備　考

（５） 救助救出・救護訓練

①建物、家具下からの救助救出訓練

役　割	担　当	備　考

②救護訓練（三角巾・心肺蘇生法・ＡＥＤ）

役　割	担　当	備　考

③救護訓練（担架及び車椅子による救護訓練）

役　割	担　当	備　考

④救護訓練（ロープワーク）

役　割	担　当	備　考

（６） 給食給水訓練

役　割	担　当	備　考

（７） 避難所開設訓練

役　割	担　当	備　考

（８） 訓練

役　割	担　当	備　考

資料５

訓練使用機材一覧

	訓練種目	数量	準備者		備考
			主催者	市等	
１	各戸訓練				
	非常持ち出し袋		○		
	その他必要な物		○		
２	情報収集・伝達訓練				
	地域の地図		○		
	メガホン		○	○	危機管理課
	携帯用無線機・携帯用ラジオ		○		
	ホワイトボード		○		
	筆記用具		○		
	テント		○		
	長机		○		
	パイプ椅子		○		
	その他必要な物		○		
３	避難訓練				
	（避難訓練）				
	メガホン		○	○	危機管理課
	誘導旗		○		
	ロープ		○		
	リヤカー		○	○	危機管理課
	担架		○	○	社会福祉協議会
	プラカード		○	○	危機管理課
	ライト		○		
	車椅子			○	社会福祉協議会
	その他必要な物		○		
	（煙体験訓練）				
	テント		○		
	周りを囲うもの（ブルーシート）		○		
	ガムテープ		○		
	電源		○		
	スモークマシーン			○	消防署
	その他必要な物		○		
４	初期消火訓練				
	（消火訓練）				
	粉末消火器		○		
	水道水		○		

	訓練種目	数量	準備者		備考
			主催者	市等	
	オイルパン・点火具		○		
	灯油		○		
	訓練用消火器（水消火器）			○	消防予防課
	カラーコーン			○	消防予防課
	その他必要な物		○		
	（バケツリレー）				
	バケツ		○	○	消防警備課
	バケツ代用品（ごみ箱、洗面器等）		○		
	三角バケツ		○		
	水道水		○		
	的になるようなもの		○		
	簡易水槽			○	消防署
	その他必要な物		○		
	（小型動力ポンプ）				
	ヘルメット		○		
	消防ホース		○	○	消防警備課/消防署
	可搬式小型動力ポンプ		○	○	消防警備課/消防署
	開閉器		○	○	消防警備課/消防署
	スタンドパイプ		○	○	消防警備課/消防署
	簡易水槽			○	消防警備課/消防署
	その他必要な物		○		
5	救出・救護訓練				
	（救出訓練）				
	ヘルメット		○		
	不要になった家具		○		
	バール		○		
	ジャッキ		○		
	のこぎり		○		
	かけや		○		
	ハンマー		○		
	スコップ		○		
	一輪車		○		
	はしご		○	○	消防署
	ロープ		○	○	消防署

	訓練種目	数量	準備者		備考
			主催者	市等	
	救助人形（救出用）			○	消防署
	その他必要な物		○		
	（救護訓練）				
	キュウマウス（人工呼吸器用）		○		
	三角巾（代用品も可）		○		
	ガーゼ		○		
	副子（代用品も可）		○		
	訓練用ＡＥＤ			○	消防署
	レサシアン（救助人形）			○	消防署
	その他必要な物		○		
	（担架・車椅子訓練）				
	段差・障害物用木材		○		
	担架		○	○	社会福祉協議会
	車椅子			○	社会福祉協議会
	その他必要な物		○		
	（ロープワーク）				
	ロープ			○	消防署
	その他必要な物		○		
６	給食給水訓練				
	釜		○		
	なべ		○		
	箸		○		
	お皿		○		
	豚汁等の材料		○		
	アルファ化米		○	○	危機管理課
	その他必要な物		○		
７	避難所開設訓練				
	長机		○		
	パイプ椅子		○		
	テント		○		
	ビニールテープ		○		
	ブルーシート		○		

	訓練種目	数量	準備者		備考
			主催者	市等	
	防災訓練用ベスト			○	危機管理課
	その他必要な物		○		
8	その他の訓練				
	（マップづくり）				
	長机		○		
	パイプ椅子		○		
	ビニールカバー		○		
	筆記用具		○		
	地域の地図		○		
	マジック		○		
	付箋		○		
	シール		○		
	ハザードマップ			○	危機管理課
	その他必要な物		○		
	（展示）				
	長机		○		
	救助器具			○	消防警備課
	備蓄物資			○	危機管理課
	その他必要な物		○		
	（防火講演）				
	筆記用具		○		
	パソコン			○	消防予防課
	スクリーン			○	消防予防課
	プロジェクタ			○	消防予防課
	講座用ビデオ			○	消防予防課
	その他必要な物		○		
	（救急講演）				
	筆記用具		○		
	パソコン			○	消防署
	スクリーン			○	消防署
	プロジェクタ			○	消防署
	講座用ビデオ			○	消防署

	訓練種目	数量	準備者		備考
			主催者	市等	
	その他必要な物		○		
	（防災講演）				
	筆記用具		○		
	パソコン			○	危機管理課
	スクリーン			○	危機管理課
	プロジェクタ			○	危機管理課
	講座用ビデオ			○	危機管理課
	ハザードマップ			○	危機管理課
	その他必要な物		○		
	（ボランティア講座）				
	筆記用具		○		
	パソコン			○	社会福祉協議会
	スクリーン			○	社会福祉協議会
	プロジェクタ			○	社会福祉協議会
	講座用ビデオ			○	社会福祉協議会
	その他必要な物		○		
	（ボランティアセンター設置・運営訓練）				
	テント		○		
	長机		○		
	パイプ椅子		○		
	筆記用具		○		
	模造紙		○		
	ゼッケン			○	社会福祉協議会
	クリップボード			○	社会福祉協議会
	啓発パネル			○	社会福祉協議会
	その他必要な物		○		

岸和田市防災福祉コミュニティ登録要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 5 条第 2 項の規定及び岸和田市地域防災計画に基づき、地域住民による自主的な防災福祉コミュニティの結成及び育成を図るため、本市における防災福祉コミュニティの登録について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「防災福祉コミュニティ」とは、地域住民が自主的、自発的に地域の防災対策等を確立するため設立し、運営する組織をいう。

（登録の申請）

第３条　防災福祉コミュニティとして登録を受けようとするものは、岸和田市防災福祉コミュニティ登録申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1)　防災福祉コミュニティの規約

(2)　防災福祉コミュニティ役員名簿（様式第２号）

(3)　年間活動計画書（様式第３号）

(4)　組織編成図

(5)　その他市長が必要と認める書類

（登録）

第４条　市長は、第３条による申請があった時は、その内容を審査し、適当と認めた時は、岸和田市防災福祉コミュニティ登録簿（様式第４号）に登録するものとする。

（変更の届出）

第５条　第４条の規定により登録を受けた防災福祉コミュニティは、登録された事項に変更があったときは、岸和田市防災福祉コミュニティ登録変更届（様式第５号）により、その旨を市長に届けなければならない。

（活動に対する補助）

第６条　市長は、この要綱の規定に基づき、登録された防災福祉コミュニティの活動を支援するため、別に定めるところにより補助を行うことができる。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 26 年４月 17 日から実施する。

附　則

この要綱は、平成 26 年７月７日から実施する。

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

岸和田市長　様

（申請者）　組 織 名 称

住　　所

代 表 者 氏 名　　㊞

岸和田市防災福祉コミュニティ登録申請書

岸和田市防災福祉コミュニティ登録要綱第３条の規定により、防災福祉コミュニティの登録を申請します。

名　称		
所在地		
町会・自治会名　注1)		
規模（世帯数）　注1)		
結成年月日		
代表者	氏　名	
	住　所	
	電話番号	
	携帯電話番号	

（添付書類）

(1) 防災福祉コミュニティの規約
(2) 防災福祉コミュニティ役員名簿（様式第２号）
(3) 年間活動計画書（様式第３号）
(4) 組織編成図
(5) その他市長が必要と認める書類

注１）市民協議会（校区）防災部会等で登録される場合は、組織される町会・自治会名を全て記入していただき、規模(世帯数)については、町会・自治会別で記入してください。

様式第２号（第３条関係）

防災福祉コミュニティ役員名簿

役職	氏名	住所	電話	備考

様式第３号（第３条関係）

年間活動計画書

４月	
５月	
６月	
７月	
８月	
９月	
10 月	
11 月	
12 月	
１月	
２月	
３月	

様式第４号（第４条関係）

岸和田市防災福祉コミュニティ登録簿

登録番号	防災福祉コミュニティ名	所在地	代表者氏名	連絡先	備考

様式第５号（第５条関係）

年　　月　　日

岸和田市長　様

（申請者）　組 織 名 称

住　　所

代 表 者 氏 名　　㊞

岸和田市防災福祉コミュニティ登録変更届

岸和田市防災福祉コミュニティ登録要綱第５条の規定により、防災福祉コミュニティの登録内容の変更について届け出ます。

変更する項目	変更前	変更後

（添付書類）

□　防災福祉コミュニティの規約（変更後の規約）

□　防災福祉コミュニティ役員名簿（様式第２号）（変更後の役員名簿）

□　年間活動計画書（様式第３号）（変更後の防災計画）

□　組織編成図（変更後の組織編成図）

記入例

様式第１号（第３条関係）

平成 26 年８月１日

岸和田市長　様

組織名称　**岸和田防災福祉コミュニティ**

住　　所　**岸和田市岸城町７番１号**

代表者氏名　**岸和田町会長　大阪　太郎**　　印

岸和田市防災福祉コミュニティ登録申請書

岸和田市防災福祉コミュニティ登録要綱第３条の規定により、防災福祉コミュニティの登録を申請します。

組織名称		**岸和田防災福祉コミュニティ**
所在地		**岸和田市岸城町７番１号**
町会・自治会名　注1)		**岸和田町会**
規模（世帯数）　注1)		**４５０世帯**
結成年月日		**平成26年７月１日**
代表者	氏　名	**岸和田防災福祉コミュニティ会長　大阪　太郎**
	住　所	**岸和田市岸城町７番１号**
	電話番号	**０７２－４２３－９４３７**
	携帯電話番号	**０９０－１２３４－５６７８**

（添付書類）

(1) 防災福祉コミュニティの規約
(2) 防災福祉コミュニティ役員名簿（様式第２号）
(3) 年間活動計画書（様式第３号）
(4) 組織編成図
(5) その他市長が必要と認める書類

注１）市民協議会（校区）防災部会等で登録される場合は、組織される町会・自治会名を全て記入していただき、規模(世帯数)については、町会・自治会別で記入してください。

記入例

様式第２号（第３条関係）

防災福祉コミュニティ役員名簿

役職	氏名	住所	電話	備考
会長	大阪　太郎	岸和田市岸城町７番１号	072-423-9437	
副会長	●●　●●	岸和田市岸城町●●番地	●●●-●●●●	
幹事	●●　●●	岸和田市岸城町●●番地	●●●-●●●●	
会計	●●　●●	岸和田市岸城町●●番地	●●●-●●●●	
監査役	●●　●●	岸和田市岸城町●●番地	●●●-●●●●	
監査役	●●　●●	岸和田市岸城町●●番地	●●●-●●●●	
避難所運営班長	●●　●●	岸和田市岸城町●●番地	●●●-●●●●	
給食給水班長	●●　●●	岸和田市岸城町●●番地	●●●-●●●●	
救出救護班長	●●　●●	岸和田市岸城町●●番地	●●●-●●●●	
消火班長	●●　●●	岸和田市岸城町●●番地	●●●-●●●●	
避難誘導班長	●●　●●	岸和田市岸城町●●番地	●●●-●●●●	
情報班長	●●　●●	岸和田市岸城町●●番地	●●●-●●●●	

記入例

様式第３号（第３条関係）

年間活動計画書

４月	役員会議の開催 定例総会の開催（年間活動計画の決定、危機管理課へ提出）
５月	地域内危険個所の点検 市総合防災訓練への参加 防災福祉コミュニティ協議会総会
６月	防災講演会の開催 防災訓練に向けた危機管理課との打合せ 防災資機材の点検
７月	消火栓操法訓練の実施 防災訓練打合せ
８月	役員会議の開催
９月	防災訓練打合せ 防災資機材の点検
10 月	防災訓練打合せ
11 月	防災訓練の実施
12 月	火災防止・防犯パトロール 防災資機材の点検
１月	市主催シンポジウムへの参加 防災まちづくり学校への参加
２月	
３月	防災資機材の点検

記入例

防災福祉コミュニティ　組織図

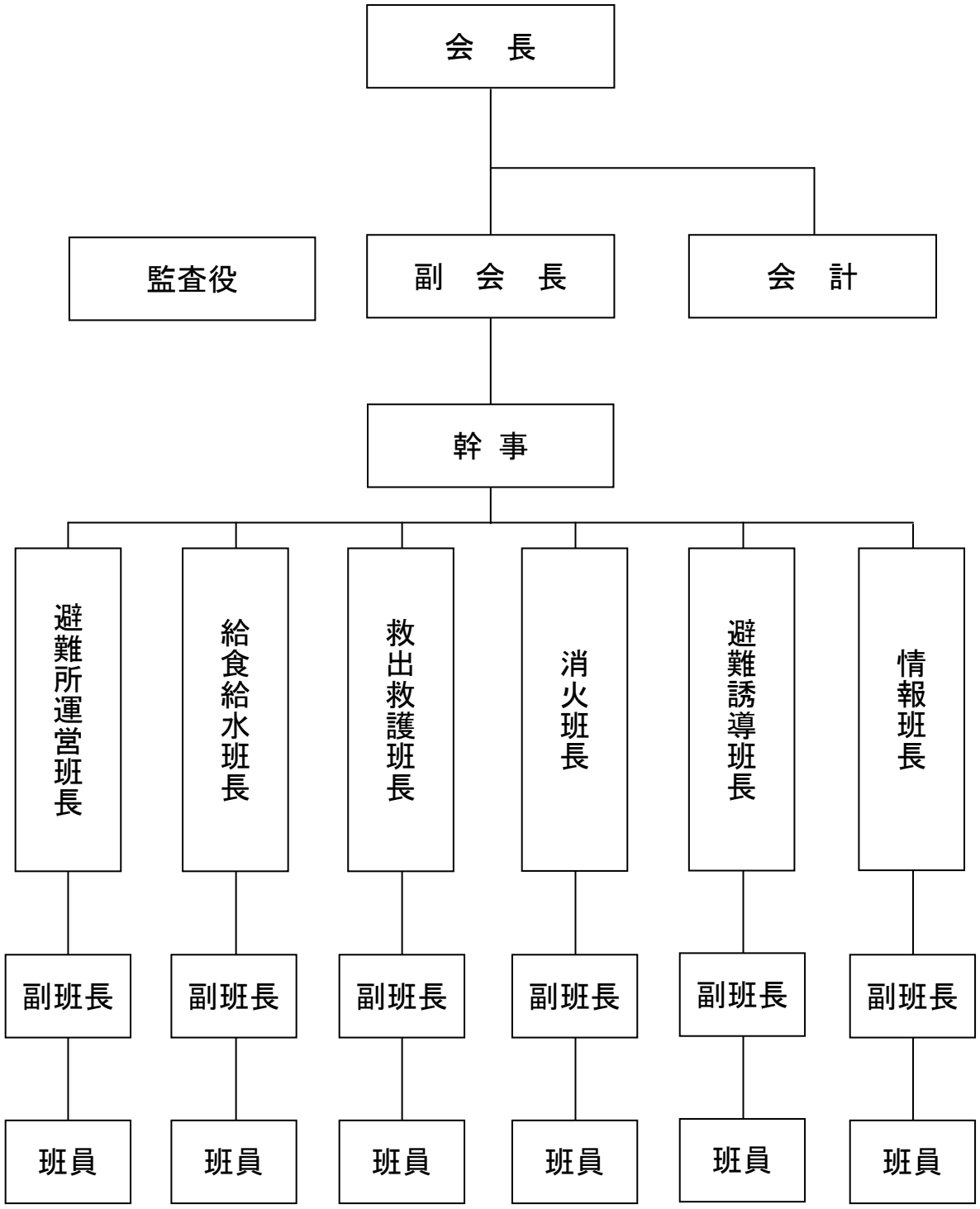

記入例

様式第３号（第５条関係）

平成 26 年 12 月 1 日

岸和田市長　様

組織名称　**岸和田防災福祉コミュニティ**

住　　所　**岸和田市岸城町５番 10 号**

代表者氏名　**岸和田町会長　自泉　二郎**　　印

岸和田市防災福祉コミュニティ登録変更届

岸和田市防災福祉コミュニティ登録要綱第５条の規定により、防災福祉コミュニティの登録内容の変更について届け出ます。

変更する項目	変更前	変更後
代表者　氏名	**岸和田防災福祉コミュニティ 会長　大阪　太郎**	**岸和田防災福祉コミュニティ 会長　自泉　二郎**
代表者　住所	**岸和田市岸城町７番１号**	**岸和田市岸城町５番10号**
代表者　電話番号	072-423-9437	072-437-3801
代表者　携帯電話番号	090-1234-5678	090-9876-5432

（添付書類）

☐　防災福祉コミュニティの規約（変更後の規約）

☑　防災福祉コミュニティ役員名簿（様式第２号）（変更後の役員名簿）

☐　年間活動計画書（様式第３号）（変更後の防災計画）

☐　組織編成図（変更後の組織編成図）

岸和田市防災福祉コミュニティ補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、岸和田市防災福祉コミュニティ登録要綱第６条に基づき、地域住民による自主的な防災福祉コミュニティの結成及び育成を図るため、防災資機材等の購入に対して岸和田市防災福祉コミュニティ補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、岸和田市補助金等交付規則（平成 11 年 12 月６日規則第 43 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象）

第２条　補助金の交付対象は、岸和田市防災福祉コミュニティ登録要綱第４条に規定する岸和田市防災福祉コミュニティ登録簿に登録されている防災福祉コミュニティが、防災福祉コミュニティ活動に直接必要な防災資機材等の整備に関して行うこととし、補助対象となる防災資機材等の例は、別表に定める。

（補助金）

第３条　補助金の補助率は、総事業費の３分の２とし、下記のとおり世帯数に応じて補助金の上限を定め予算の範囲内で交付する。（千円未満切り捨て）

(1)	250 世帯未満	20 万円
(2)	250 世帯以上 500 世帯未満	25 万円
(3)	500 世帯以上 750 世帯未満	30 万円
(4)	750 世帯以上 1,000 世帯未満	35 万円
(5)	1,000 世帯以上 2,000 世帯未満	40 万円
(6)	2,000 世帯以上 3,000 世帯未満	45 万円
(7)	3,000 世帯以上	50 万円

（補助金交付申請）

第４条　規則第５条の規定による申請書は、岸和田市防災福祉コミュニティ補助金交付申請書（様式第１号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、事業着手前に市長に申請しなければならない。

(1)　補助事業計画書（様式第２号）
(2)　収支予算書（様式第３号）
(3)　見積書の写し
(4)　その他市長が必要と認める書類

（補助金交付の決定）

第５条　規則第６条の規定により補助金交付の決定をしたときは、規則第８条の規定により、岸和田市防災福祉コミュニティ補助金交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第５条の２　市長は、規則第７条に掲げるもののほか、補助金の交付の決定する場合においては、次の条件を付するものとする。

(1)　防災資機材等整備事業を実施した者（以下これらを「補助事業者」という。）は、整備した防災資機材等を善良な管理者の注意をもって適正に管理しなければならない。
(2)　補助事業者は、整備した防災資機材等を使用した訓練を毎年行わなければならない。なお、実施前には訓練実施計画書、実施後には訓練実施報告書を市長に提出しなければならない。
(3)　補助事業者は、整備した防災資機材等を第三者に譲渡してはならない。

（事業内容の変更等）

第６条　規則第７条の規定により補助金の交付決定をした後において、事情の変更により申請の内容を変更しようとするときは、岸和田市防災福祉コミュニティ補助金変更（中止）承認申請書（様式第５号）を市長に申請しなければならない。

２　市長は前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を岸和田市防災福祉コミュニティ補助金変更（中止）承認・不承認通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第７条　規則第１３条の規定による実績報告書は、岸和田市防災福祉コミュニティ補助金実績報告書（様式第７号）によるものとし、補助事業完了後すみやかに、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1)　補助事業報告書（様式第８号）

(2)　収支決算書（様式第９号）

(3)　請求書又は領収書の写し

(4)　事業の実施が確認できる写真

(5)　その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第８条　規則第 14 条の規定による補助金の額を確定した時は、岸和田市防災福祉コミュニティ補助金確定通知書（様式第 10 号）により通知しなければならない。

（交付の請求）

第９条　規則第 15 条の規定による交付の請求は、岸和田市防災福祉コミュニティ補助金交付請求書（様式第 11 号）によるものとする。

（補助金の交付の取消し等）

第 10 条　市長は、補助事業者が偽りの申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、補助金を交付せず、もしくは減額し、又は全部もしくは一部を返還させることができる。

（検査）

第 11 条　市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して事業内容について報告させ、又は検査を行うことができる。

（その他）

第 12 条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、平成 26 年４月 17 日から実施する。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、平成 26 年７月７日から実施する。

別表

防災資機材整備事業補助対象資機材

1	**各戸**	
	非常持ち出し袋	
2	**情報収集・伝達**	
	メガホン	ホワイトボード
	携帯用無線機	テント
3	**避難誘導**	
	メガホン	懐中電灯
	拡声器	ロープ
4	**初期消火**	
	消火用ホース	消火器
	管鎗（筒先）	バケツ
	スタンドパイプ	三角バケツ
	バルブキー	簡易水槽（組み立て）
	格納箱	訓練用消火器（水消火器）
5	**救出・救護**	
	（救出用）	
	立ち入り禁止テープ	油圧ジャッキ
	防塵マスク	のこぎり
	ゴーグル	かけや
	ツルハシ	ハンマー
	ドライバーセット	スコップ
	大型カッターナイフ	一輪車
	プライヤー	はしご
	ボルトクリッパー	ロープ
	モンキー	災害救助セット
	バール	
	（救護用）	
	ガーゼ	ＡＥＤ
	副子（副木）	折り畳みリヤカー
	三角巾	担架
	救急セット	
6	**給食給水**	
	ガスコンロ	なべ
	カセットボンベ	アルファ化米（備蓄）
	釜	水（備蓄）
	やかん	
7	**その他**	
	かまどベンチ	投光器
	ヘルメット	長靴
	アポロキャップ	発電機（カセットボンベ）
	防災服	

※　その他、防災福祉コミュニティ活動に市長が必要と認めたもの

様式第１号(第４条関係)

年　　月　　日

岸和田市長　様

(申請者)　　組織名称

住所

代表者氏名　　㊞

防災福祉コミュニティ補助金交付申請書

年度岸和田市防災福祉コミュニティ補助金の交付を受けたいので、岸和田市防災福祉コミュニティ補助金交付要綱第４条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　交付申請額

交　付　申　請　額	円
備　　考	

２　添付書類

(1)　補助事業計画書（様式第２号）（目的・整備内容・事業完了予定期日等）

(2)　収支予算書（様式第３号）

(3)　見積書の写し

(4)　その他市長が必要と認める書類

様式第２号(第４条関係)

年　　月　　日

(組織名称　　)

補助事業計画書

１　事業の目的

２　事業の内容

資機材の種類	規　　格	数量	単価(税込)	購入金額(税込)
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合　　計				円

３　事業の整備期間

年　　月　　日開始　～　　年　　月　　日完了予定

４　保管予定場所

様式第３号(第４条関係)

年　　月　　日

収 支 予 算 書

《◇収入の部》

種　　目	金　　額	備　　考
補助金		岸和田市防災福祉コミュニティ補助金
合　　計		

《◆支出の部》

種　　目	金　　額	備　　考
合　　計		

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

組織名称

住　　所

代表者氏名　　印

様式第４号(第５条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

岸和田市長　㊞

防災福祉コミュニティ補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました岸和田市防災福祉コミュニティ補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、岸和田市防災福祉コミュニティ補助金交付要綱第５条の規定により通知します。

記

交付決定額	円
交付の条件	
備考	

様式第５号(第６条関係)

年　　月　　日

岸和田市長　様

(申請者)　組 織 名 称

住　　所

代 表 者 氏 名　　㊞

防災福祉コミュニティ補助金変更(中止)承認申請書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付を決定された岸和田市防災福祉コミュニティ補助金について、下記のとおり変更(中止)したいので、承認くださるよう岸和田市防災福祉コミュニティ補助金交付要綱第６条の規定により申請します。

記

変　更　内　容	
理　　由	

様式第６号(第６条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

岸和田市長　㊞

防災福祉コミュニティ補助金変更(中止)承認・不承認通知書

年　　月　　日付けで申請のありました岸和田市防災福祉コミュニティ補助金変更(中止)承認申請書について、下記のとおり決定しましたので、岸和田市防災福祉コミュニティ補助金交付要綱第６条第２項の規定により通知します。

記

審　査　結　果	承認　　不承認
理　　由	
備　　考	

様式第７号(第７条関係)

年　　月　　日

岸和田市長　様

(報告者)　　組織名称

住　　所

代表者氏名　　㊞

防災福祉コミュニティ補助金実績報告書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった岸和田市防災福祉コミュニティ補助金交付申請にかかる事業が完了しましたので、岸和田市防災福祉コミュニティ補助金交付要綱第７条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

１　補助金額

交付決定額	円
事業完了年月日	年　　月　　日
備考	

２　添付書類

(1)　補助事業報告書（様式第８号）
(2)　収支決算書（様式第９号）
(3)　請求書又は領収書の写し
(4)　事業の実施が確認できる写真
(5)　その他市長が認める書類

様式第８号(第７条関係)

年　　月　　日

(組織名称　　)

補助事業報告書

１　事業の内容

資機材の種類	規　　格	数量	単価(税込)	購入金額(税込)
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合　　計				円

２　事業の完了年月日

年　　月　　日完了

３　保管場所

様式第９号(第７条関係)

年　　月　　日

収 支 決 算 書

《◇収入の部》

種　　目	金　　額	備　　考
補助金		岸和田市防災福祉コミュニティ補助金
合　　計		

《◆支出の部》

種　　目	金　　額	備　　考
合　　計		

上記のとおり相違ありません。

平成　　年　　月　　日

組織名称

住　　所

代表者氏名　　印

様式第10号(第８条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

岸和田市長　㊞

防災福祉コミュニティ補助金額確定通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付を決定しました岸和田市防災福祉コミュニティ補助金について、下記のとおり補助金額を確定しましたので、岸和田市防災福祉コミュニティ補助金交付要綱第９条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額	円
補助金確定額	円
備考	

様式第11号(第９条関係)

年　　月　　日

岸和田市長　様

(請求者)　組 織 名 称

住　　所

代表者氏名　　㊞

防災福祉コミュニティ補助金交付請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で確定のあった岸和田市防災福祉コミュニティ補助金について、岸和田市防災福祉コミュニティ補助金交付要綱第９条の規定により請求します。

記

請　求　額	円
交付決定通知	年　月　日付け　第　号
交付決定額	円
確定通知	年　月　日付け　第　号
確　定　額	円

※振込先

金融機関名	銀行・農協・信用金庫　支店
預金種目	普通　・　当座　・　その他（　　）
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

記入例

様式第１号(第４条関係)

平成26年９月１日

岸和田市長　様

（申請者）　組織名称　**岸和田防災福祉コミュニティ**

住所　**岸和田市岸城町７番１号**

代表者氏名　**岸和田町会長　大阪　太郎**　㊞

防災福祉コミュニティ補助金交付申請書

平成26年度岸和田市防災福祉コミュニティ補助金の交付を受けたいので、岸和田市防災福祉コミュニティ補助金交付要綱第４条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　交付申請額

交付申請額	金　２５０，０００　円
備考	

２　添付書類

(1)　補助事業計画書（様式第２号）（目的・整備内容・事業完了予定期日等）

(2)　収支予算書（様式第３号）

(3)　見積書の写し

(4)　その他市長が必要と認める書類

記入例

様式第２号(第４条関係)

平成26年９月１日

（組織名称　岸和田防災福祉コミュニティ）

補助事業計画書

１　事業の目的

補助を希望する理由を記入してください。
（例）当防災福祉コミュニティは、防災訓練時に初期消火について訓練を行っている。新たに模擬消火器セットを整備することにより、防火意識の高揚が図られる。また、会員の技術向上による更なる士気高揚が見込まれることから助成を希望する。

２　事業の内容

資機材の種類	規　　格	数量	単価(税込)	購入金額(税込)
模擬消火訓練一式	水消火器、コンプレッサー エアチャック	１式	64,500円	64,500円
粉末消火器	メーカー：●●株式会社 品番：********** 住宅用、薬剤量1.5kg	10本	9,640円	96,400円
救助資機材セット	メーカー：●●株式会社 バール、剣先スコップ 両口ハンマー、つるはし等	１式	150,600円	150,600円
リヤカー	メーカー：●●株式会社 耐荷重100kg、アルミ製 ノーパンクタイヤ	１台	63,500円	63,500円
			円	円
合　　計				375,000円

３　事業の整備期間

平成 26 年 10 月 1 日開始　～　平成 26 年 11 月 28 日完了予定

４　保管予定場所

岸和田町会館１階　防災倉庫

記入例

様式第３号(第４条関係)

平成26年９月１日

収 支 予 算 書

《◇収入の部》

種　　目	金　　額	備　　考
自己財源	金１２５，０００円	
補助金	金２５０，０００円	岸和田市防災福祉コミュニティ補助金
合　　計	金３７５，０００円	

《◆支出の部》

種　　目	金　　額	備　　考
資機材購入費	金３７５，０００円	内訳は補助事業計画書のとおり
合　　計	金３７５，０００円	

上記のとおり相違ありません。

平成 26 年９月１日

組織名称　岸和田防災福祉コミュニティ

住　　所　岸和田市岸城町７番１号

代表者氏名　岸和田町会長　大阪　太郎　　印

記入例

様式第５号(第６条関係)

平成26年11月15日

岸和田市長　様

(申請者)　組織名称　**岸和田防災福祉コミュニティ**

住所　**岸和田市岸城町７番１号**

代表者氏名　**岸和田町会長　大阪　太郎**　㊞

防災福祉コミュニティ補助金変更(中止)承認申請書

平成26年10月10日付け岸危危指令第123号で交付を決定された岸和田市防災福祉コミュニティ補助金について、下記のとおり変更(中止)したいので、承認くださるよう岸和田市防災福祉コミュニティ補助金交付要綱第６条の規定により申請します。

記

変　更　内　容	**粉末消火器の品番変更** **（品番：**********　→　品番：@@**********　に変更）**
理　　由	**当初予定していた粉末消火器が、生産終了により廃番となったため同メーカーの相当品に変更を行い購入する。**

記入例

様式第７号(第７条関係)

平成26年12月５日

岸和田市長　様

（報告者）　組織名称　**岸和田防災福祉コミュニティ**

住所　**岸和田市岸城町５番10号**

代表者氏名　**岸和田町会長　自泉　二郎**　㊞

防災福祉コミュニティ補助金実績報告書

平成26年10月10日付岸危危指令第123号で交付決定のあった岸和田市防災福祉コミュニティ補助金交付申請にかかる事業が完了しましたので、岸和田市防災福祉コミュニティ補助金交付要綱第７条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

１　補助金額

交付決定額	金　２５０，０００　円
事業完了年月日	**平成**　26　年　11　月　28　日
備考	

２　添付書類

(1)　補助事業報告書（様式第８号）
(2)　収支決算書（様式第９号）
(3)　請求書又は領収書の写し
(4)　事業の実施が確認できる写真
(5)　その他市長が認める書類

記入例

様式第８号(第７条関係)

平成26年12月５日

（組織名称　岸和田防災福祉コミュニティ）

補助事業報告書

１　事業の内容

資機材の種類	規　　格	数量	単価(税込)	購入金額(税込)
模擬消火訓練一式	水消火器、コンプレッサー エアチャック	１式	64,500円	64,500円
粉末消火器	メーカー：●●株式会社 品番：@@********** 住宅用、薬剤量1.5kg	10本	9,640円	96,400円
救助資機材セット	メーカー：●●株式会社 バール、剣先スコップ 両口ハンマー、つるはし等	１式	150,600円	150,600円
リヤカー	メーカー：●●株式会社 耐荷重100kg、アルミ製 ノーパンクタイヤ	１台	63,500円	63,500円
			円	円
合　　計				375,000円

２　事業の完了年月日

平成 26 年 11 月 28 日 完了

３　保管場所

岸和田町会館１階　防災倉庫

記入例

様式第９号(第７条関係)

平成26年12月５日

収 支 決 算 書

《◇収入の部》

種　　目	金　　額	備　　考
自己財源	金１２５，０００円	
補助金	金２５０，０００円	岸和田市防災福祉コミュニティ補助金
合　　計	金３７５，０００円	

《◆支出の部》

種　　目	金　　額	備　　考
備品購入費	金３７５，０００円	内訳は補助事業報告書のとおり
合　　計	金３７５，０００円	

上記のとおり相違ありません。

平成 26 年 12 月５日

組織名称　岸和田防災福祉コミュニティ

住　　所　岸和田市岸城町５番 10 号

代表者氏名　岸和田町会長　自泉　二郎　　印

記入例

様式第11号(第９条関係)

平成26年12月25日

岸和田市長　様

（請求者）　組 織 名 称　**岸和田防災福祉コミュニティ**

住　　所　**岸和田市岸城町５番10号**

代表者氏名　**岸和田町会長　自泉　二郎**　㊞

防災福祉コミュニティ補助金交付請求書

平成26年12月９日付岸危危指令第124号で確定のあった岸和田市防災福祉コミュニティ補助金について、岸和田市防災福祉コミュニティ補助金交付要綱第９条の規定により請求します。

記

請　求　額	金　２５０，０００　円
交付決定通知	**平成 26 年 10 月 10 日付け岸危危指令第１２３号**
交付決定額	金　２５０，０００　円
確　定　通　知	**平成 26 年12月９日付け岸危危指令第１２４号**
確　定　額	金　２５０，０００　円

※振込先

金融機関名	**大阪**　銀行・農協・信用金庫　**岸和田**　支店
預金種目	普通　・　当座　・　その他（　　）
口座番号	１２３４５６７
フリガナ	**キシワダボウサイフクシコミュニティ　カイチョウ　ジセン　ジロウ**
口座名義人	**岸和田防災福祉コミュニティ　会長　自泉　二郎**

資料８

岸和田市防災福祉コミュニティ協議会会則

（名　称）

第１条　本会は、岸和田市防災福祉コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目　的）

第２条　市民の自主的な防災活動を推進し、災害時における被害を最小限に止めるとともに、各防災福祉コミュニティ相互が連携し、地域自主防災体制の確立を図るため、協議会を設置する。

（構　成）

第３条　協議会は、岸和田市内の各防災福祉コミュニティの代表者（以下「委員」という。）をもって構成する。

（役　員）

第４条　協議会に、次の役員を置く。

（１）　会　長　　１名

（２）　副会長　　１名

（役員の選任）

第５条　前条の役員の選任は、次のとおりとする。

（１）　会長及び副会長は、委員の中から委員の互選により選出する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代行する。

（会　議）

第７条　協議会の会議は、毎年１回以上開催する。

２　協議会の会議は会長が招集し、会議の議長となる。

（事　務）

第８条　協議会の事務局は岸和田市危機管理部危機管理課に置く。

（その他）

第９条　この会則に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この会則は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この会則は、平成２６年４月２０日から施行する。

（経過措置）

２　この規則は、第１条の名称及び第８条の事務局が改訂され、この規則の施行の前日までに登録された構成団体に関しては、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

防災福祉コミュニティ活動マニュアル
平成 26 年

【発行】大阪府岸和田市
〒596-8510　岸和田市岸城町 7 番 1 号
電話（072）423-2121（代表）
【編集】危機管理部危機管理課
電話（072）423-9437（直通）